

**第2期大刀洗町
子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年3月
大刀洗町**

目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画期間.....	4
4. 計画の策定体制.....	4
第2章 大刀洗町の子どもを取り巻く現状	
1. 人口の状況.....	5
2. 就業の状況.....	10
3. 主な教育・保育施設等の状況.....	12
4. アンケート調査からみた子育て家庭と教育・保育現場の状況.....	15
第3章 計画の基本的な視点と理念	
1. 計画の基本的な視点.....	25
2. 基本理念.....	27
第4章 事業計画	
1. 教育・保育提供区域の設定.....	28
2. 事業の概要.....	29
3. 幼児教育・保育の無償化.....	30
4. 教育・保育の見込み量と確保策.....	32
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保策.....	35
6. 教育・保育の一体的提供及び確保の内容.....	44
第5章 その他の子ども・子育て支援施策	
1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保.....	46
2. 児童虐待防止対策の充実.....	47
3. ひとり親家庭への支援.....	48
4. 障がい児などの支援.....	49
5. 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に向けた取り組み.....	50
6. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取り組み.....	51
7. 地域で子どもを育むまちづくり.....	52
第6章 計画の推進	
1. 計画の推進体制.....	55
2. 計画の進行管理.....	55
<参考資料>	
大刀洗町子ども・子育て会議条例.....	56
大刀洗町子ども・子育て会議委員名簿.....	58
大刀洗町子ども・子育て会議策定経過.....	59

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、子ども・子育て支援法第61条において、市町村には「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

この「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画です。大刀洗町においても、保護者を対象としたアンケートや関係団体へのヒアリングなど、子育て世帯に対するニーズ調査を実施するとともに、大刀洗町子ども・子育て会議における議論を経て、平成27年3月に「大刀洗町子ども・子育て支援事業計画」(第1期)を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援の見込み量と確保方針を定めました。

大刀洗町子ども・子育て支援事業計画では、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間としているため、第2期計画として、令和2年度から始まる「第2期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今後5年間の子育て支援サービスの量の見込みと、そのための確保策等を定めます。

なお、策定にあたっては、国の動向や町の実情を踏まえながら、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に策定します。



【国の動きと大刀洗町の取り組み】

	国の動き	
		大刀洗町の取り組み
平成2年度(1990)	・合計特殊出生率「1.57ショック」	
平成6年度(1994)	・エンゼルプラン策定	
平成7年度(1995)	・緊急保育対策5か年事業(～H11年度)	
平成11年度(1999)	・新エンゼルプラン策定	
平成13年度(2001)	・仕事と子育ての両立支援等の方針(待機児童ゼロ作戦等)閣議決定	
平成14年度(2002)	・少子化対策プラスワン	
平成15年度(2003)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行	
平成16年度(2004)	・少子化社会対策大綱閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン少子化社会対策会議決定	
		・次世代計画策定のためのアンケートの実施 ・次世代育成支援行動計画策定委員会設置
平成17年度(2005)		◆大刀洗町次世代育成支援行動計画(前期)
平成18年度(2006)	・新しい少子化対策について少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート	
平成19年度(2007)	・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略少子化社会対策会議決定	
平成20年度(2008)	・新待機児童ゼロ作戦について厚労省発表	
平成21年度(2009)		・次世代計画策定のためのアンケートの実施 ・次世代育成支援行動計画策定委員会設置
平成22年度(2010)	・子ども・子育てビジョン閣議決定 ・子ども・子育て新システム検討会議	
		◆大刀洗町次世代育成支援行動計画(後期)
平成24年度(2012)	・子ども・子育て関連3法公布 ・子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定	
平成25年度(2013)	・子ども・子育て会議設置	・子育てに関するアンケートの実施 ・子ども・子育て会議設置
平成26年度(2014)	・子供の貧困対策大綱の閣議決定	・関係団体ヒアリングの実施 ■大刀洗町子ども・子育て支援事業計画(第1期)
平成27年度(2015)	子ども・子育て支援新制度スタート	
平成28年度(2016)	・ニッポン一億総活躍プランの決定	
平成29年度(2017)	・子ども・子育て支援法の改正 ・子育て安心プラン策定	・大刀洗町子ども・子育て支援事業計画(中間見直し)
平成30年度(2018)		・子育てに関するアンケートの実施
平成31年度(2019)	・幼児教育・保育の無償化	・教育・保育事業所アンケートの実施 ■第2期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

大刀洗町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される計画で、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めます。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の対象

この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との整合性

この計画は、「第5次大刀洗町総合計画」に掲げられている「わたしたちが創る 誇れるよかまち たちあらい」の実現を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけます。

また、「第5次大刀洗町総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

さらに、他の分野で策定されている計画の中で、子ども・子育て支援に関連性をもったものについては、方針や取り組み等についての整合性を図ります。

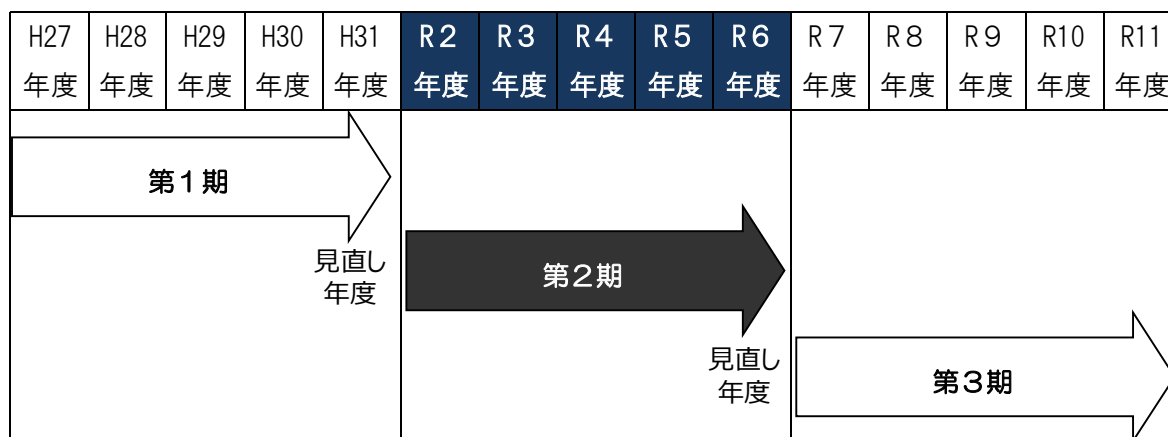
なお、平成26年度までを計画期間としていた「大刀洗町次世代育成支援行動計画（後期計画）」についても、基本的な考え方等を継承するとともに、主な取り組みについての分析・評価を反映しつつ、子ども・子育て支援事業計画の施策を推進することとします。

3. 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を第2期として推進します。

なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】



4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

■子育てに関するアンケート

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前から小学生の児童を持つ保護者を対象に、平成31年1月に「大刀洗町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

■教育・保育事業所アンケート

本計画の策定にあたり、教育・保育サービスの提供側の立場から、子育てを取り巻く環境、人材不足の状況などの実態を把握し、課題やその解決策を検討するため、令和元年8月に「保育所・学童保育所に対するアンケート調査」を実施しました。

(2) 大刀洗町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、関係者及び住民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者などからなる「大刀洗町子ども・子育て会議」を設置し、事業計画における量の見込みや、計画素案等について協議しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く住民の意見を聴取するため、令和元年12月5日～12月20日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

第2章 大刀洗町の子どもを取り巻く現状

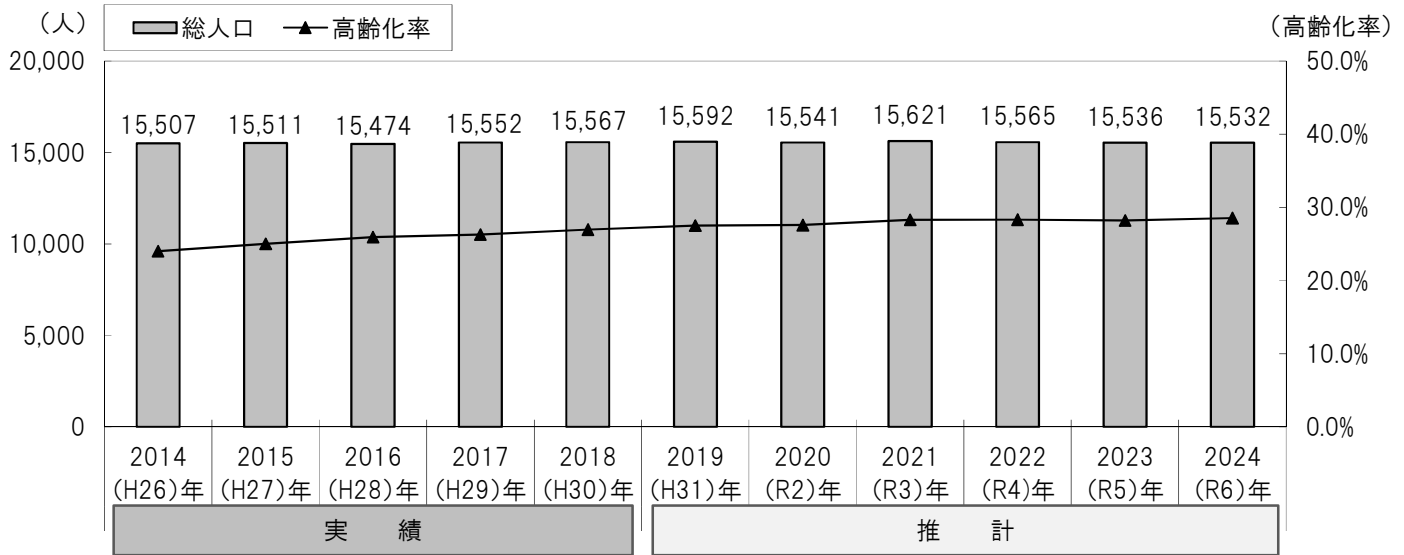
1. 人口の状況

(1) 人口の推移

大刀洗町の総人口は年度によって僅かな増減が見られますが、概ね 15,500 人前後で推移しており、今後も横ばい傾向が続くものと予想されます。

年齢を 3 区分別にみると、生産年齢人口（15～64 歳）は減少していますが、年少人口（0～14 歳）と老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。総人口は横ばいですが、老年人口は増加しているため、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 2024 年には 28.6%に達する見込みです。

【人口の推移（実績と将来推計）】



(単位：人)

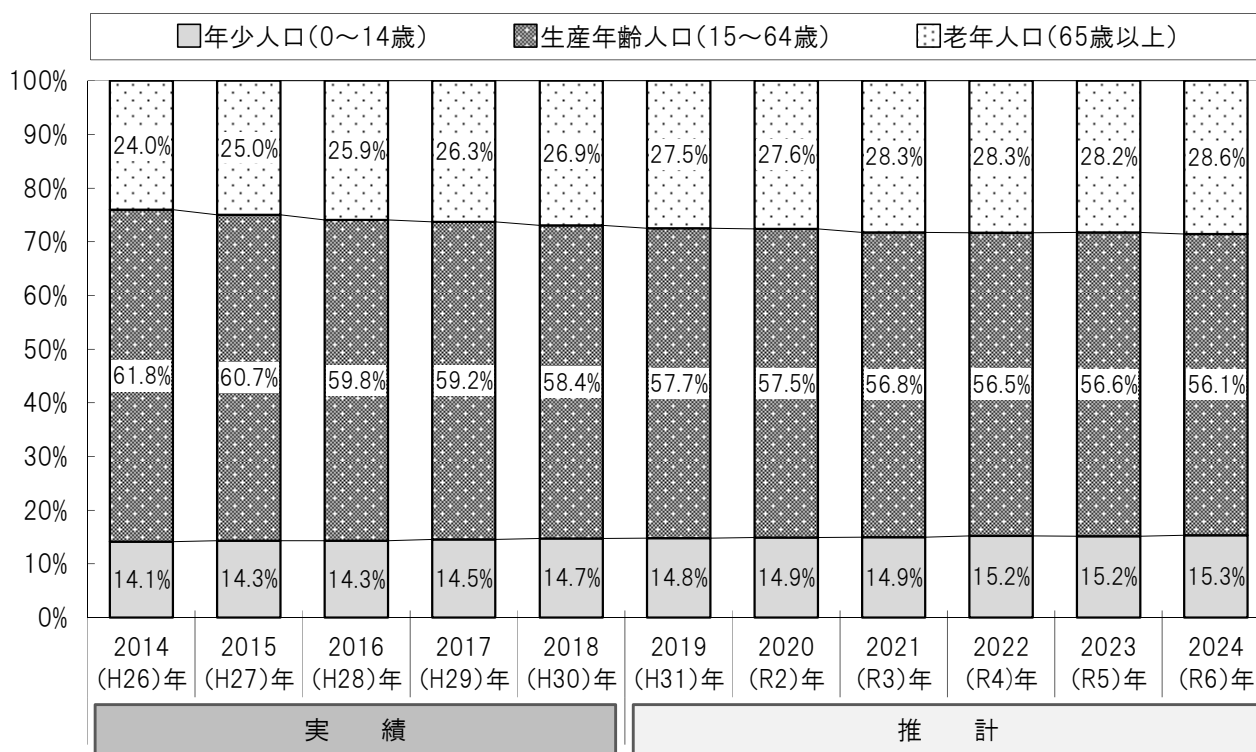
	実績					推計					
	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
0-14歳	2,194	2,221	2,213	2,260	2,285	2,309	2,317	2,335	2,366	2,357	2,379
15-64歳	9,590	9,412	9,247	9,202	9,087	8,995	8,937	8,865	8,789	8,793	8,717
65歳以上	3,723	3,878	4,014	4,090	4,195	4,288	4,287	4,421	4,410	4,386	4,436
総人口	15,507	15,511	15,474	15,552	15,567	15,592	15,541	15,621	15,565	15,536	15,532
高齢化率	24.0%	25.0%	25.9%	26.3%	26.9%	27.5%	27.6%	28.3%	28.3%	28.2%	28.6%

計画期間(2020～2024)

資料 2014～2018年：住民基本台帳*（4月1日時点）、2019～2024年：コーホート変化率法*による推計値

*「住民基本台帳」とは、住民票を世帯ごとに編成した公的な名簿（外国人含む）。毎月ないし年数回の時点における人口データとなるため、直近のデータが使用可能で、かつ推計時点として望ましい4月1日時点の実績から推計を行うことができる。
 *「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。国で実施する推計人口をはじめ、比較的近い将来の人口予測であり、特殊な人口変動がない場合によく用いられる。

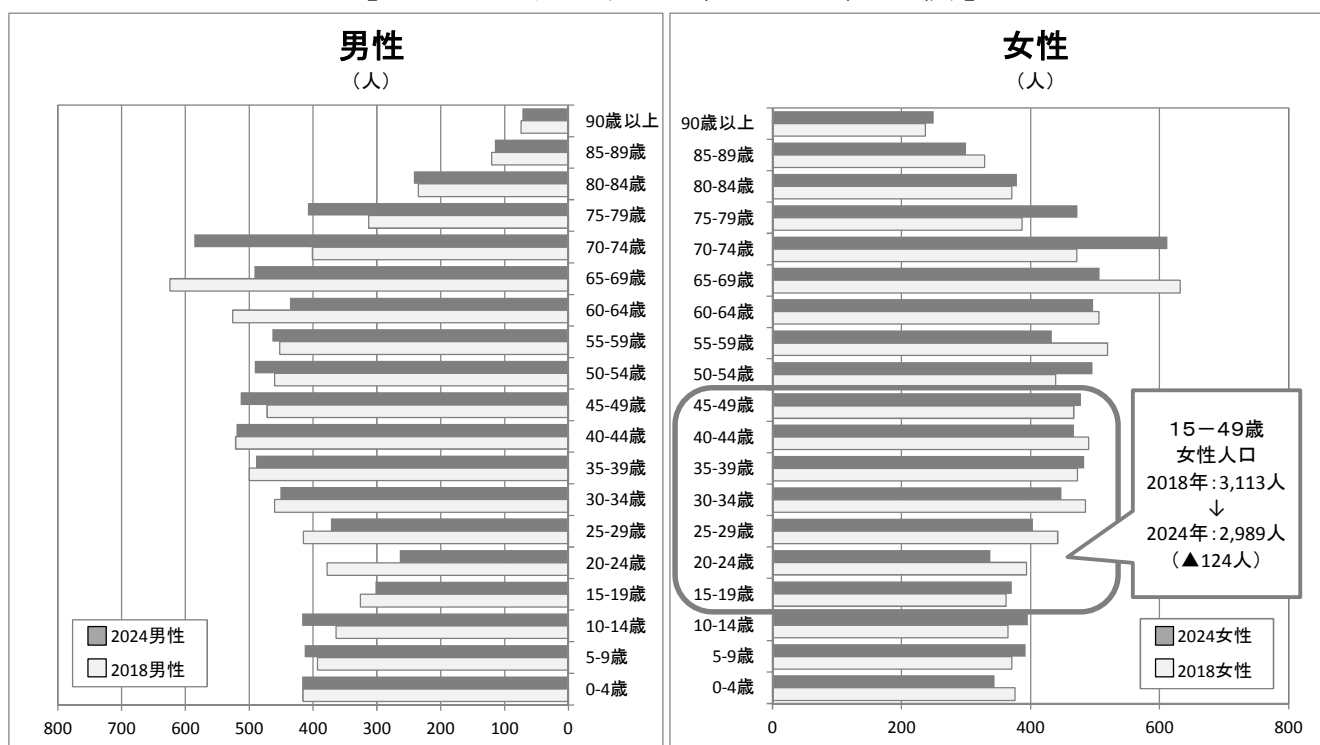
【年齢3区分別人口の推移（実績と将来推計）】



資料 2014～2018年：住民基本台帳（4月1日時点）、2019～2024年：コーホート変化率法による推計値

2018年（実績）と2024年（推計値）の性別・5歳階級別の人口による人口ピラミッドをみると、合計特殊出生率*の算定対象である15～49歳の女性人口は2018年～2024年の6年間に124人減少するものと予測されます。なかでも20歳代～30歳代前半の女性の減少が大きくなっています。

【人口ピラミッド（2018年と2024年の比較）】



資料 2018年：住民基本台帳（4月1日時点）、2024年：コーホート変化率法による推計値

*「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計で計算される。この値は、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされている。

(2) 出生の状況

大刀洗町の合計特殊出生率は、平成 15～19 年で 1.42、平成 20～24 年で 1.55 と高くなっており、全国・福岡県と比較しても高い水準となっていますが、人口を維持するために必要な水準*の 2.06 を下回っている状況です。

母親の年齢階級別に年間の出生数の状況を見ると、2016 年までは 150 人前後で推移していますが、2017 年には 169 人と増加しています。

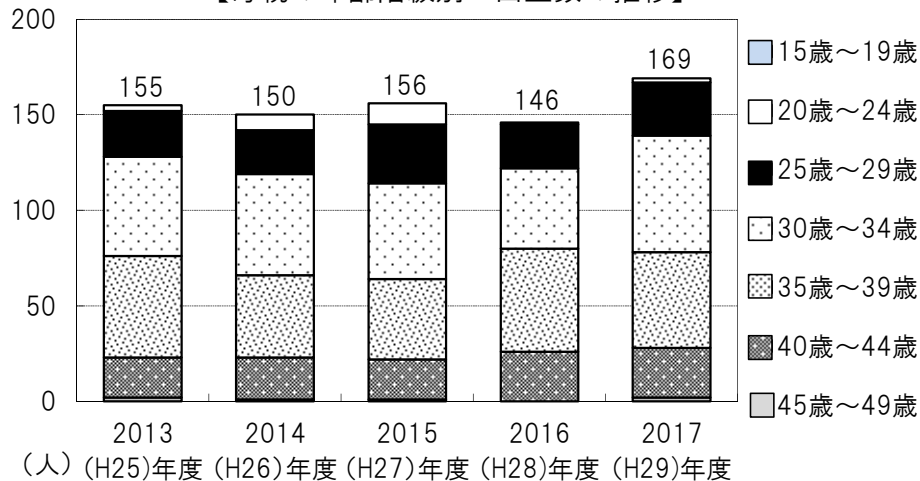
出生率（人口千人あたりの出生数）をみると、国・福岡県よりも高い水準で推移しており、2017 年で 10.9 とその差が大きくなっています。

【合計特殊出生率】

	全国	福岡県	大刀洗町
平成 15～19 年	1.31	1.31	1.42
平成 20～24 年	1.38	1.43	1.55

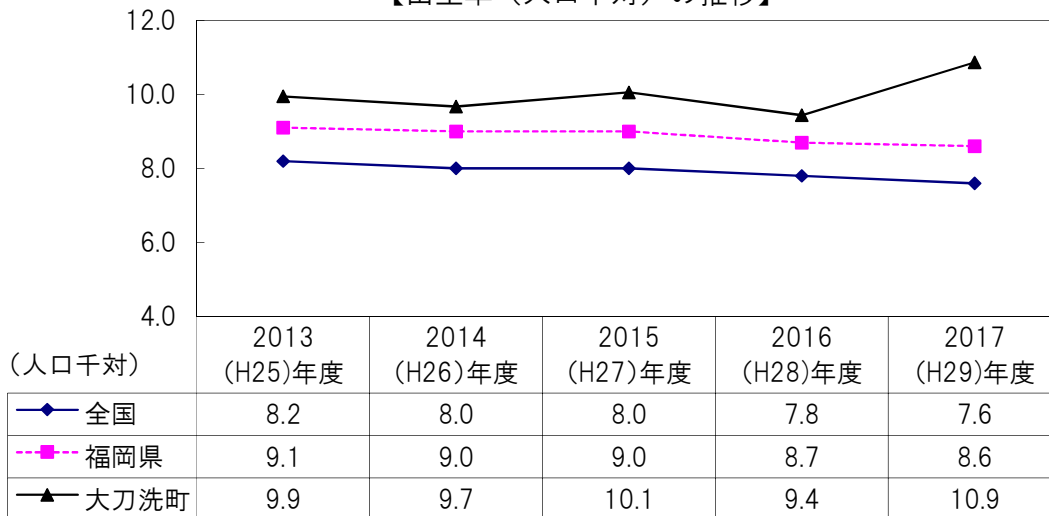
資料 人口動態統計保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【母親の年齢階級別 出生数の推移】



資料 大刀洗町（4月1日～3月31日の母親の年齢階級別 出生数計）

【出生率（人口千対）の推移】



資料 国・県（人口動態統計）、大刀洗町（人口動態統計及び住民基本台帳から算出）

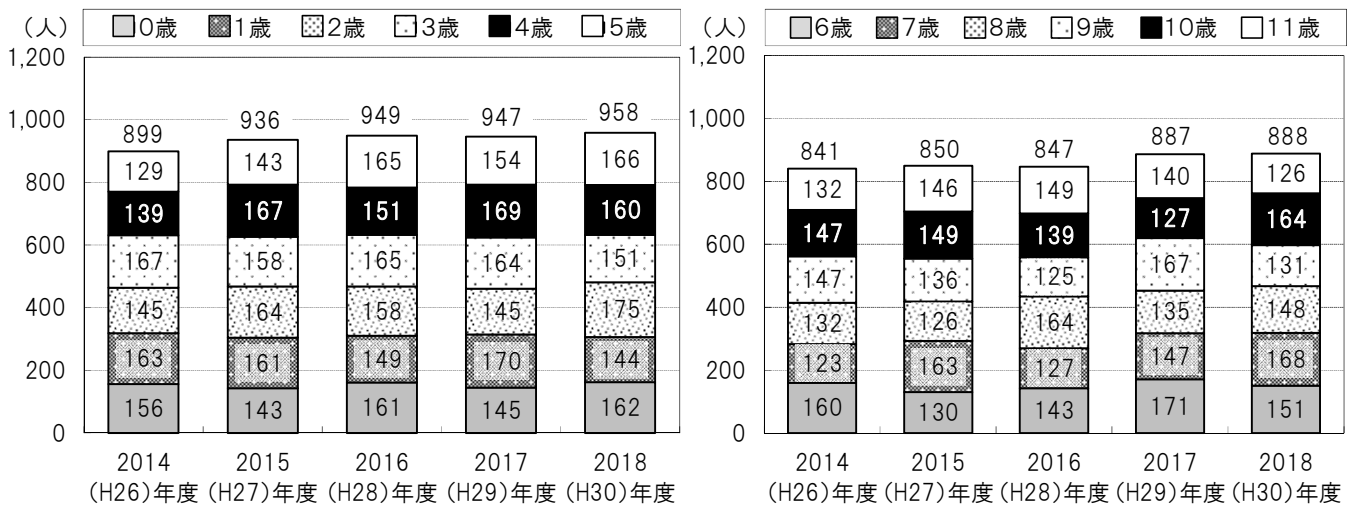
*「人口を維持するために必要な水準」とは、人口置き換え水準を指し、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口置き換え水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するが、平成 29 年の値は 2.06（国立社会保障・人口問題研究所）。

(3) 児童人口の推移

小学生以下（0～11歳）の児童の年齢別人口の推移をみると、就学前児童（0～5歳）については2014年の899人から2018年には958人と増加、小学生児童（6～11歳）についても2014年の841人から2018年の888人と児童人口は増加傾向にあります。

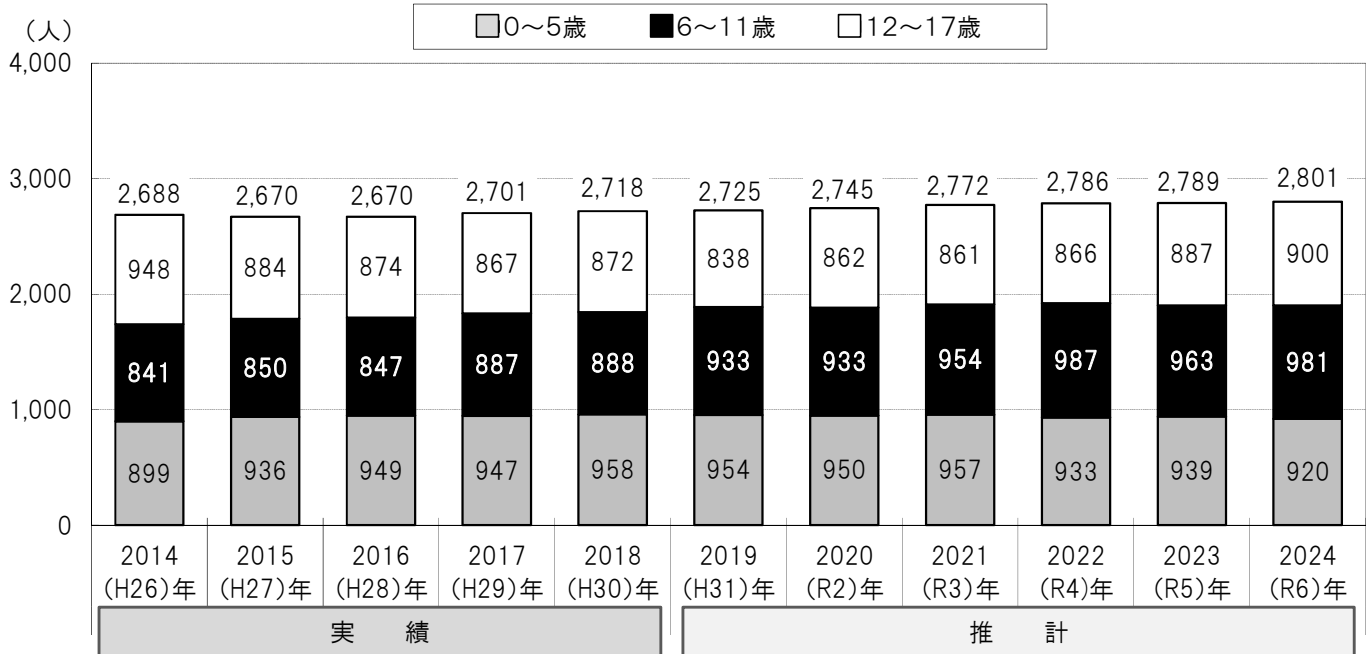
2014年から2018年までの実績人口の増加は今後も続くと予想され、12～17歳を含めた児童人口は2018年の2,718人から計画の最終年度である2024年までには2,801人まで増加する見込みです。

【児童人口（小学生以下）の推移】



資料 2014～2018年：住民基本台帳（4月1日時点）

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



資料 2014～2018年：住民基本台帳（4月1日時点）、2019～2024年：コーホート変化率法による推計値

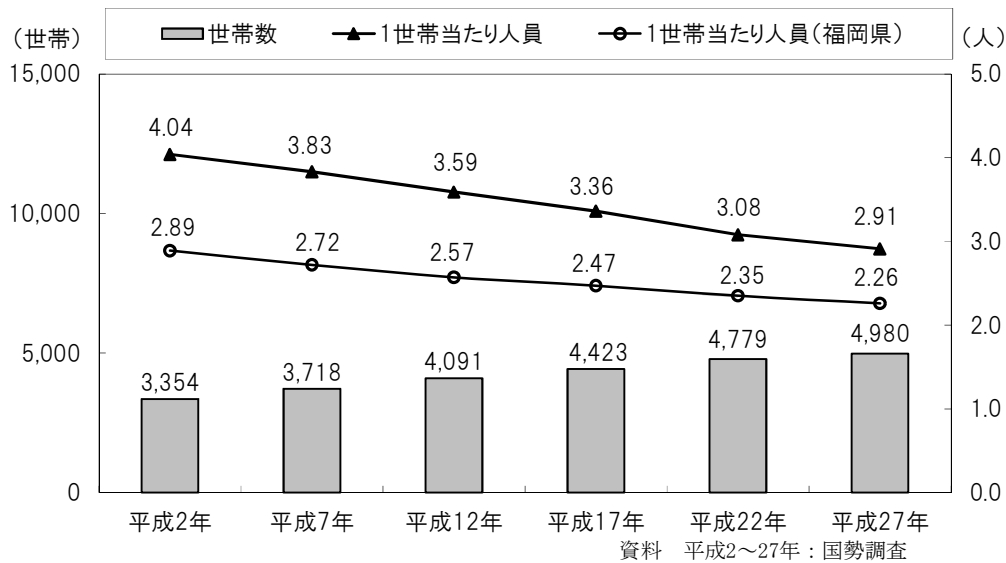
(4) 世帯の動向

大刀洗町の世帯数は増加傾向にあり、平成27年で4,980世帯となっています。

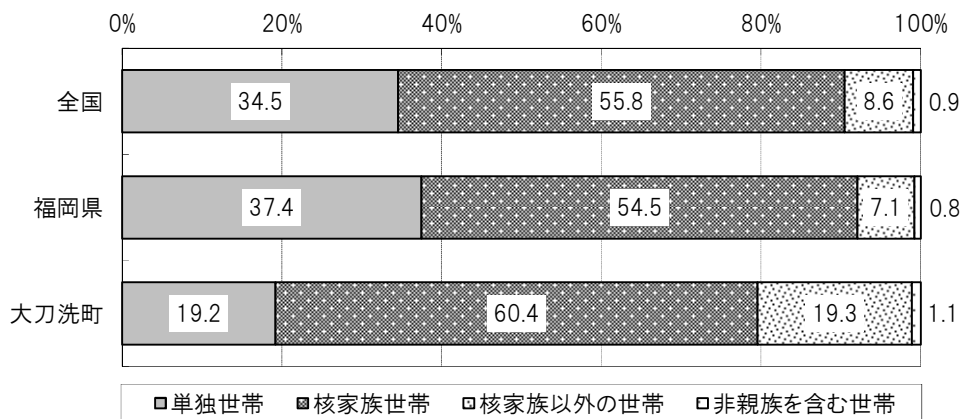
1世帯当たり人員は、単身世帯の増加、核家族化の進展などにより年々少なくなっており、平成2年の4.04人から平成27年の2.91人と減少しています。福岡県と比較すると1世帯あたり人員は多くなっていますが、その差は縮小傾向にあります。

世帯構成（平成27年）をみると、核家族世帯が最も多く6割を占め、単身世帯と核家族以外の世帯がともに2割となっています。全国・福岡県と比較すると、大刀洗町においては単身世帯よりも核家族以外の世帯（同居世帯など）の占める割合が高いことが分かります。

【世帯数・世帯人員の推移】



【世帯構成（平成27年）】



	世帯数	単身世帯数	親族のみの世帯				核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯					
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
全国	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%
福岡県	100.0%	37.4%	19.1%	25.8%	1.2%	8.3%	7.1%	0.8%
大刀洗町	100.0%	19.2%	20.0%	31.1%	1.7%	7.6%	19.3%	1.1%

資料 平成27年：国勢調査

2. 就業の状況

(1) 男女別就業率

男女別の就業率をみると、男性で64.2%、女性で50.3%となっており、いずれも福岡県よりも高い就業率となっています。

【男女別就業率（平成27年）】

(単位：人)

	男 性			女 性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,029,235	1,223,148	60.3%	2,333,384	1,030,947	44.2%
大刀洗町	6,059	3,891	64.2%	6,888	3,462	50.3%

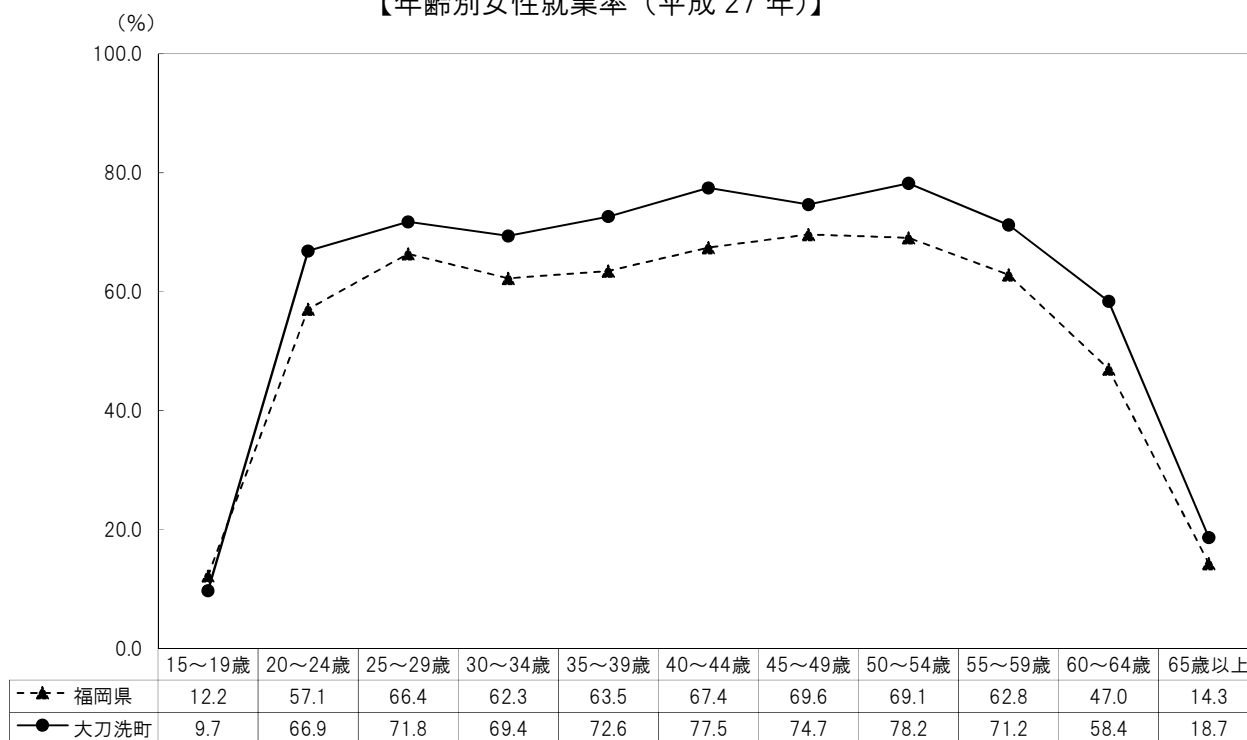
資料 平成27年：国勢調査

(2) 女性の就業率

子育てと仕事との両立に関連して、女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数*）をみてみると、結婚・出産期に当たる年代に就業率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブの谷の部分が見られています。

福岡県と比較しても大刀洗町の実績は高い水準となっており、M字カーブの底にあたる30～34歳の就業率の落ち込みも福岡県に比べ比較的緩やかとなっています。

【年齢別女性就業率（平成27年）】



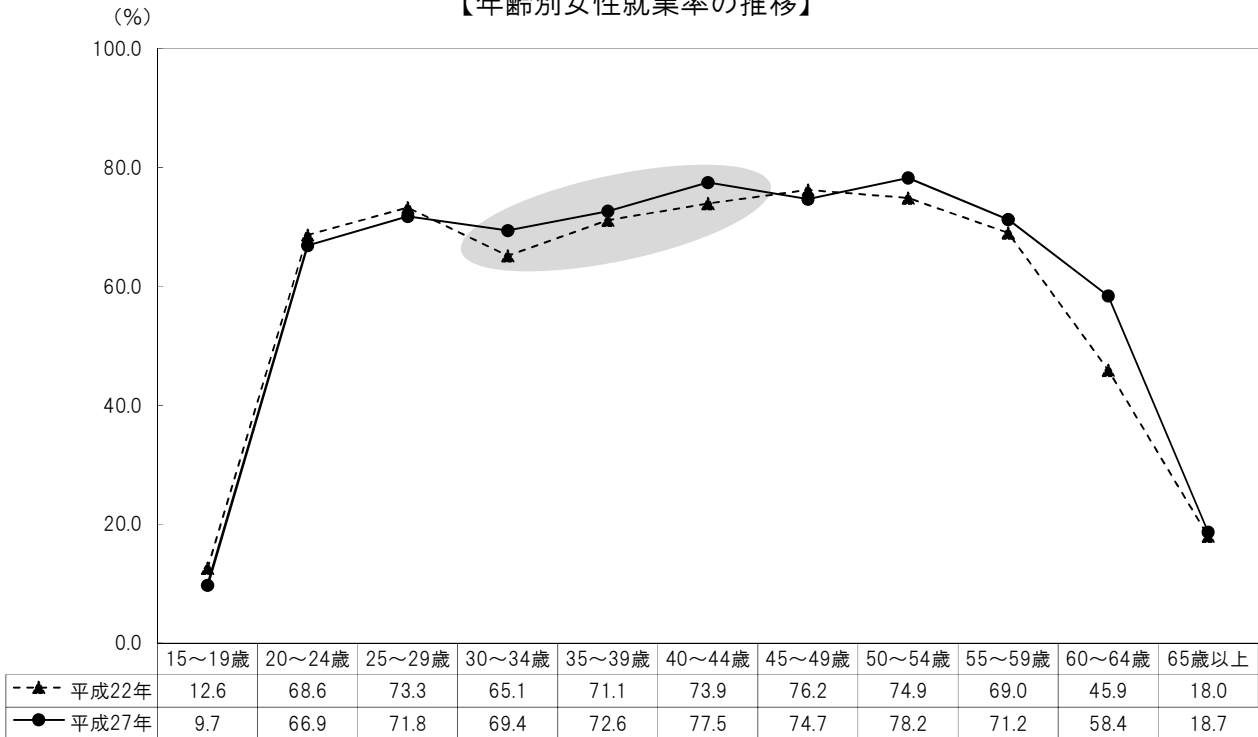
資料 平成27年：国勢調査

*「就業者数」とは、賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。また、仕事を持ちながら、調査週間に仕事をしなかった休業中の者を含む。

平成22年から平成27年の女性の就業率の推移をみると、大きな増減はみられませんが、出産・子育て期に該当しやすい30～44歳までの就業率の落ち込みが改善されています。

先述の通り、大刀洗町は国や福岡県と比べて出生率が高いことに加え、女性就業率も高いことから、働きながら子育てしている女性が比較的多いと考えられます。

【年齢別女性就業率の推移】



資料 平成22年・27年：国勢調査



3. 主な教育・保育施設等の状況

(1) 認可保育所の状況

町内の認可保育所は5園と、第1期計画策定時から増減はありませんが、保育ニーズの高まりに伴い、定員合計は2013年度の435人から2017年度の540人まで、105人の定員増をしています。

定員を増加していますが、入所児童数も増加しているため、2013年度から2017年度にかけて毎年定員を超える児童の受け入れを行っている状況です。

また、就学前児童全体に占める入所率は、2013年度の63.0%から2017年度には70.5%と上昇しており、母親の就業率の高まりに伴い、保育ニーズも年々高まっています。

【認可保育所の利用状況】

		2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度
保育所数(か所)		5	5	5	5	5
定員(人)		435	475	495	540	540
入所児童 数(人)	0歳	56	42	42	57	54
	1歳	81	88	84	79	98
	2歳	113	103	106	101	99
	3歳	101	128	117	134	117
	4歳	101	108	128	129	135
	5歳	117	105	112	136	131
	計	569	574	589	636	634
	0～2歳	250	233	232	237	251
3～5歳	319	341	357	399	383	
入所数/定員		130.8%	120.8%	119.0%	117.8%	117.4%
入所数/就学前児童数		63.0%	63.8%	65.5%	70.7%	70.5%

資料 2013～2017年：大刀洗町（3月31日時点）

※町外への入所児童数（広域委託分）を含む、ただし、町外の小規模保育利用は除く

【認可保育所別（町内）の利用状況】

保育所名	定員	入所児童数	入所数/定員
大堰保育園	70	95	135.7%
本郷保育園	160	176	110.0%
大刀洗保育園	70	90	128.6%
菊池保育園	180	203	112.8%
海の星保育園	60	81	135.0%
合計	540	645	119.4%

資料 2018（H30）年：大刀洗町（3月31日時点）

※町外からの入所児童数（広域委託分）を含む

(2) 町内における待機児童の状況

就労を希望する母親の増加や、大刀洗町への転入者増による児童人口（0～5歳）の増加等を背景とした保育ニーズの高まりに伴い、入所希望児童も年々増加し、2015年度途中より待機児童が発生しています。このため、定員増及び定員を上回る受け入れを行っていますが、これを上回る入所希望により現在も待機児童の解消に至っていない状況です。

【待機児童数の推移】

	2015 (H27) 年		2016 (H28) 年		2017 (H29) 年		2018 (H30) 年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
待機児童数（人）	0	2	12	14	5	13	17	39

資料 保育所等利用待機児童数調査に基づく児童数
 ※国の待機児童数調査については、4月1日時点、
 10月1日時点の待機児童数を計数することとしている。

(3) 幼稚園※の状況

町内に幼稚園がないため、町外の幼稚園への利用状況をみると、2017年度現在で8園の利用、園児数は54人となっています。町外の幼稚園として、小郡市、朝倉市への利用が多くなっています。

※「幼稚園」とは、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園を指す。

【幼稚園（町外）の利用状況】

		2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度
幼稚園数（か所）		11	11	11	9	8
園児数 (人)	3歳	32	28	17	24	23
	4歳	29	33	18	11	11
	5歳	40	25	18	19	20
	計	101	86	53	54	54
園児数/3-5歳児童数		23.3%	19.8%	11.3%	11.2%	9.9%

資料 2013～2017年：大刀洗町（3月31日時点）

【幼稚園別（町外）の利用状況】

所在地	入園児童数
小郡市	28
朝倉市	18
筑前町	5
久留米市	3
合計	54

資料 2018 (H30) 年：大刀洗町（3月31日時点）

(4) 学童保育の状況

町内には4箇所の小学校があり、それぞれに学童保育を設置しています。学童保育の利用児童数は各校いずれも年々増加しており、2018年度で222人の利用となっています。

学年別にみると、低学年・高学年ともに利用児童数は増えていますが、利用児童数に占める高学年の割合がやや上昇傾向にあります。

【学童保育利用児童数の推移】

(単位：人)

	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度
大 堰	26	29	33	33
本 郷	60	68	72	84
大刀洗	21	29	35	44
菊 池	38	45	42	61
計	145	171	182	222
低学年	133	151	148	179
高学年	12	20	34	43
計	145	171	182	222

資料 2015～2018年：大刀洗町



4. アンケート調査からみた子育て家庭と教育・保育現場の状況

■子育てに関するアンケート

計画策定にあたり、大刀洗町の子育て家庭の実情やニーズに合ったものにするため、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するため「大刀洗町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

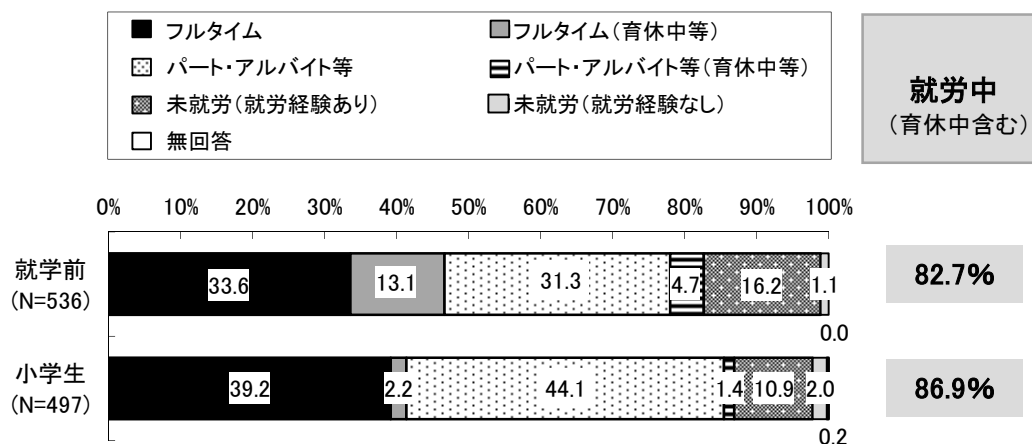
【調査の概要】

	就学前児童	小学生
調査対象	就学前児童（0～6歳児）の保護者	小学1～6年生の保護者
調査方法	郵送法、小学校・幼稚園・保育所を通じて配布・回収	
標本数	874人	648人
有効回収数	546人	504人
有効回収率	62.5%	77.8%
調査時期	平成31年1月18日～1月31日 ※2月15日までに到着した調査票まで集計に含む	

(1) 母親の就労状況

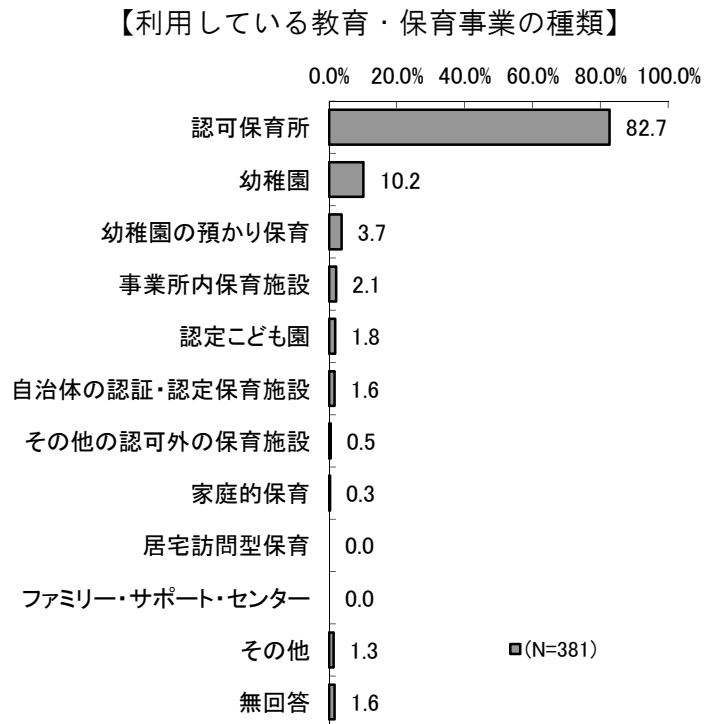
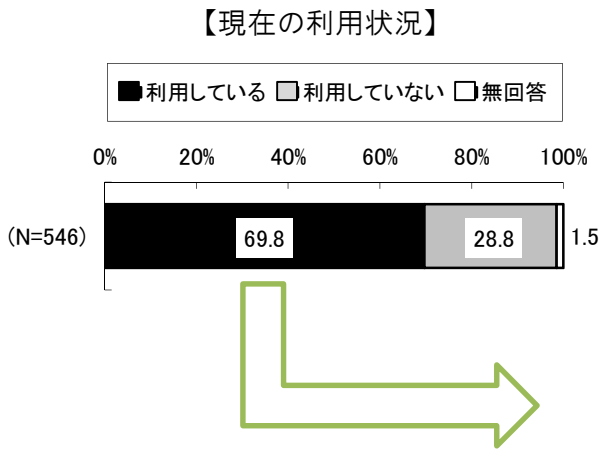
母親の就労状況は、フルタイム・パートアルバイトなど、就労している人が8割を超えています。また、子どもが小学生になると保護者の就労率も高まる傾向にあり、特にパート・アルバイト等が多くなっています。

【母親の就労状況】



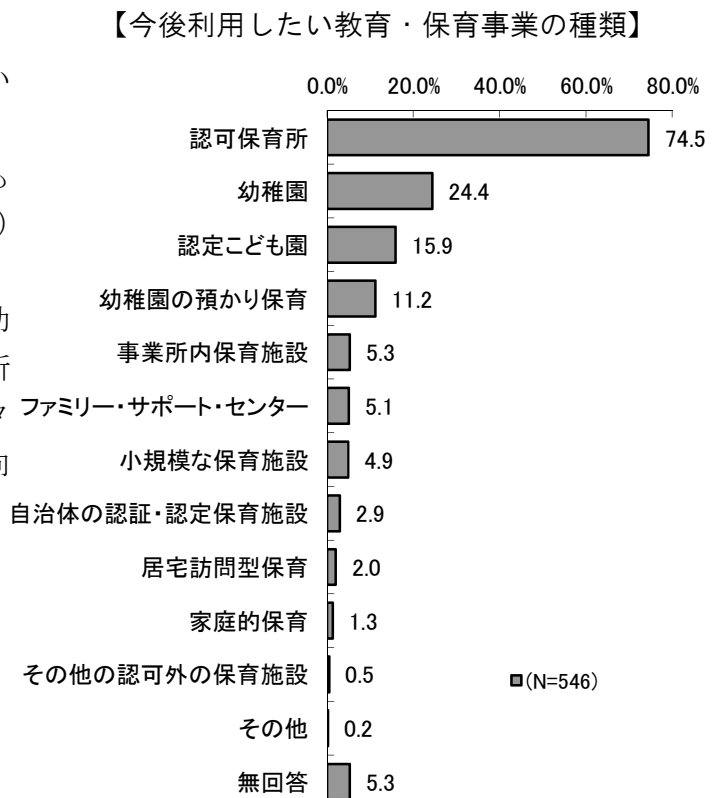
(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の69.8%が、幼稚園・保育所などを平日定期的にご利用しており、保護者が利用している事業の種類をみると、「認可保育所」(82.7%)が最も多く、「幼稚園」(10.2%)、「幼稚園の預かり保育」(3.7%)の順に続いています。



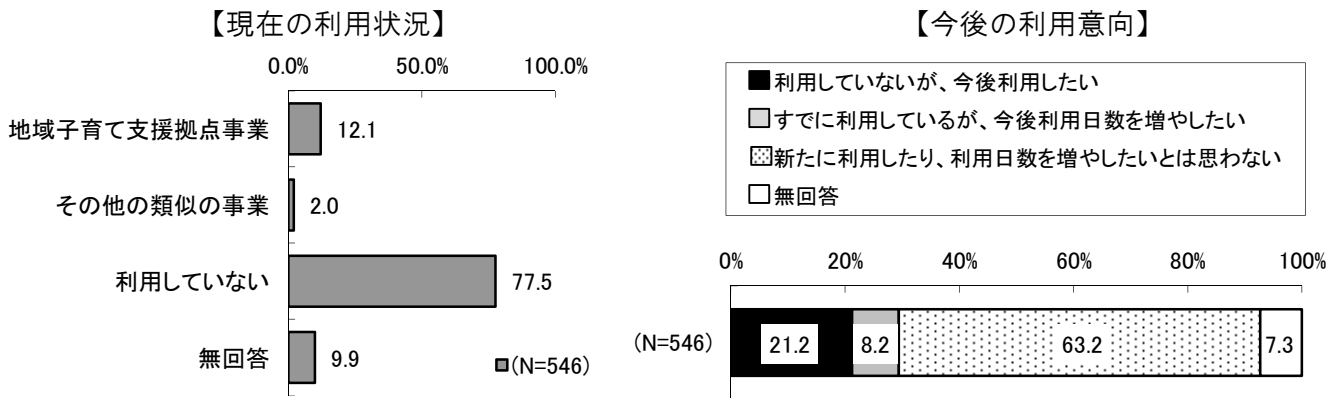
現在の利用状況と同様に、今後利用したい教育・保育事業についても、「認可保育所」(74.5%)、「幼稚園」(24.4%)、「認定こども園」(15.9%)、「幼稚園の預かり保育」(11.2%)の順で利用意向が高くなっています。

現在の利用状況と比べると、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」、「事業所内保育施設」、「ファミリー・サポート・センター」等、現在の利用状況よりも今後の利用意向が高くなっています。



(3) 地域子育て支援事業の利用状況（つどいの広場、子育て支援センター）

地域子育て支援事業の現在の利用状況について、「利用していない」が8割弱、「地域子育て支援拠点事業」の利用者は1割程度となっています。一方、今後の利用意向では「利用していないが、今後利用したい」(21.2%)と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(8.2%)と「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」(63.2%)と「無回答」(7.3%)をあわせた約3割の利用意向が見受けられます。

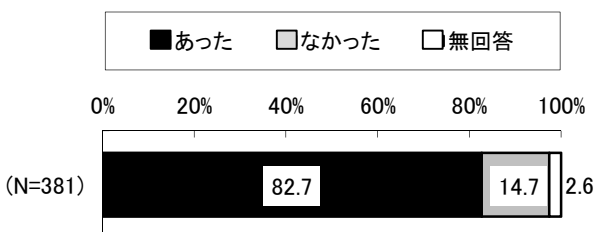


(4) 病児・病後児保育の利用状況

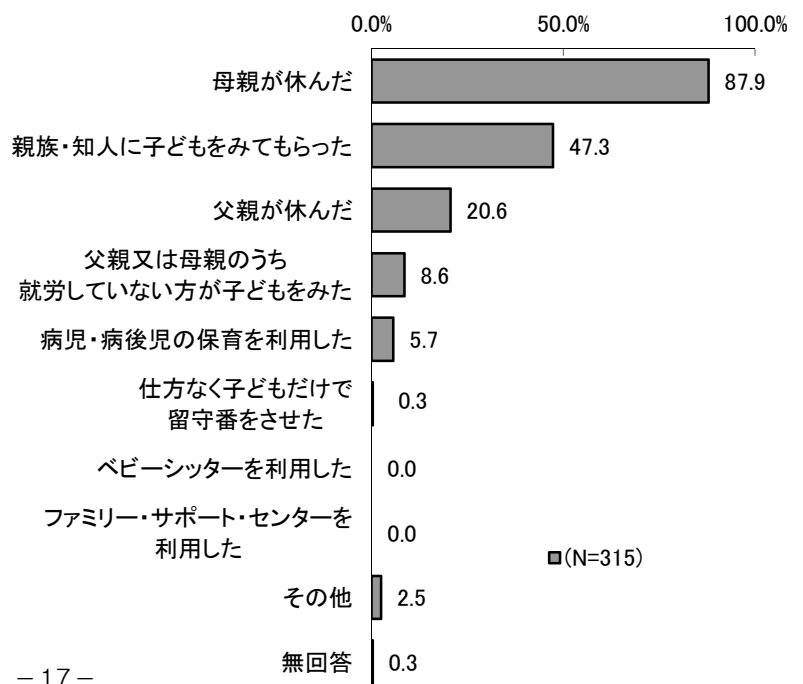
平日、定期的に幼稚園や保育所を利用している就学前児童保護者の約8割は、この1年間に子どもの病気等のために幼稚園や保育所を休んだ経験があり、休んだ日数（平均）は年間16日となっています。

休んだ時の対処方法としては、「母親が休んだ」(87.9%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(47.3%)の順に多く、「病児・病後児の保育を利用した」は5.7%となっています。

【子どもの病気等で幼稚園や保育所を休んだ経験】



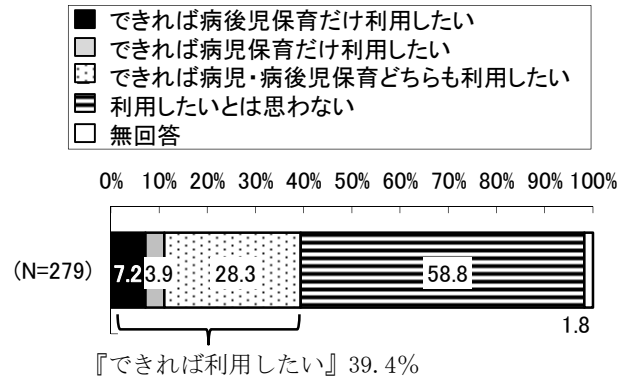
【幼稚園や保育所を休んだ時の対処方法】



子どもが病気等で幼稚園や保育所を休んだときの対処法として、父母が仕事を休んだ人のうち、病児・病後児保育を『できれば利用したい』と感じている人が4割を占めています。

なお、大刀洗町には、病児保育はありませんが、「できれば病児・病後児保育どちらも利用したい」と回答した人が多くなっています。

【病児・病後児保育の利用意向】

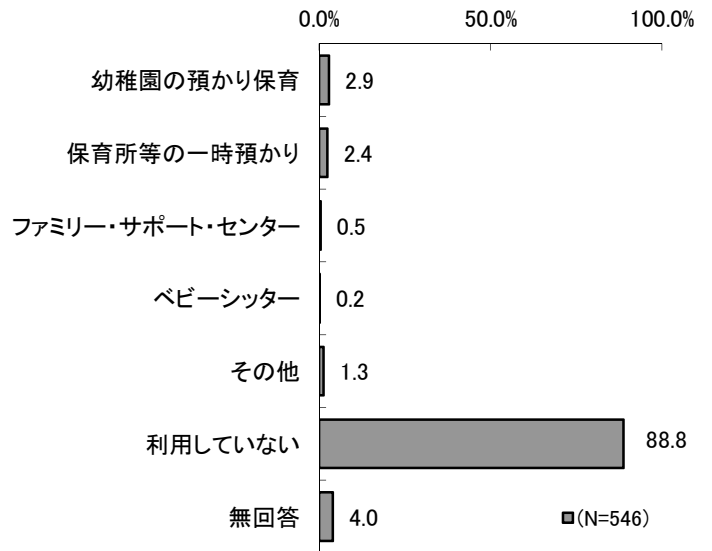


(5) 一時預かり等の利用状況と利用意向

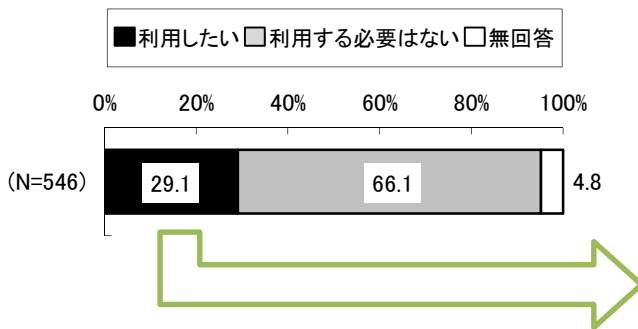
幼稚園や保育所等の不定期な一時預かりの利用については、「利用していない」が9割を占めています。

今後の利用意向をみると、「利用したい」が29.1%、利用希望者の利用目的では、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(66.0%)、「私用やリフレッシュ目的」(62.3%)、「不定期の就労」(31.4%)の順に高くなっています。

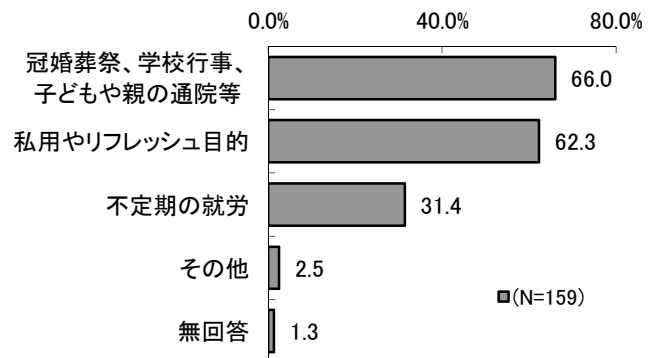
【一時預かり等の利用状況】



【一時預かり等の利用意向】

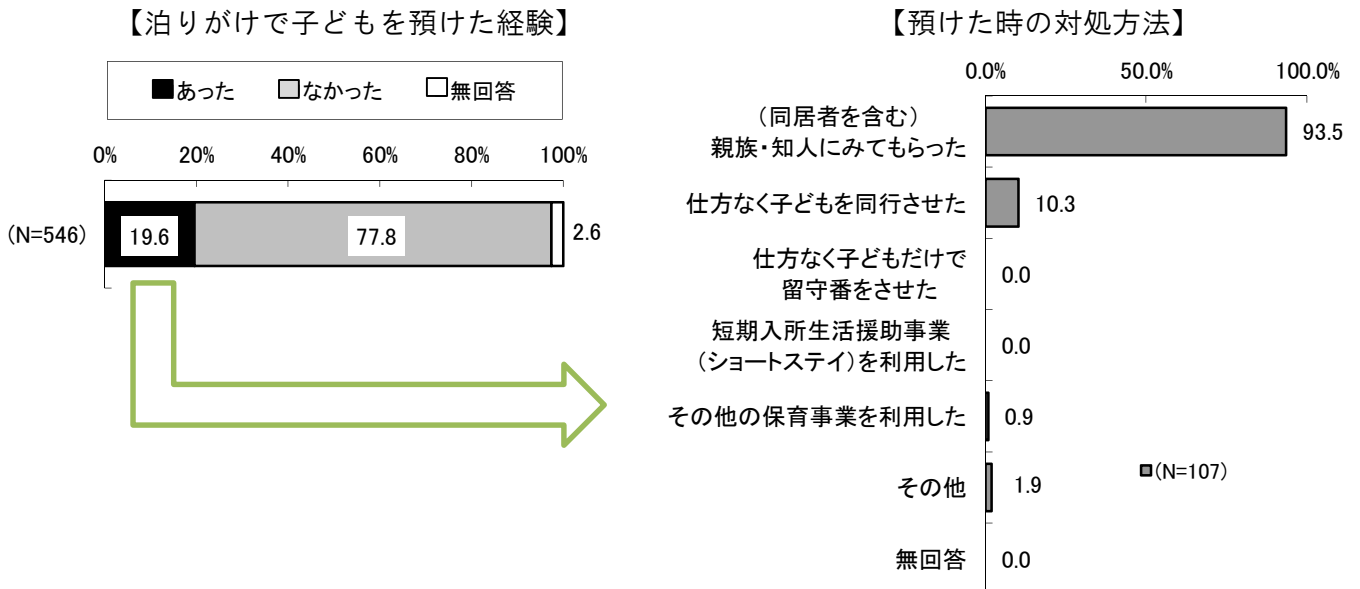


【利用希望者の利用目的】



(6) ショートステイの利用状況

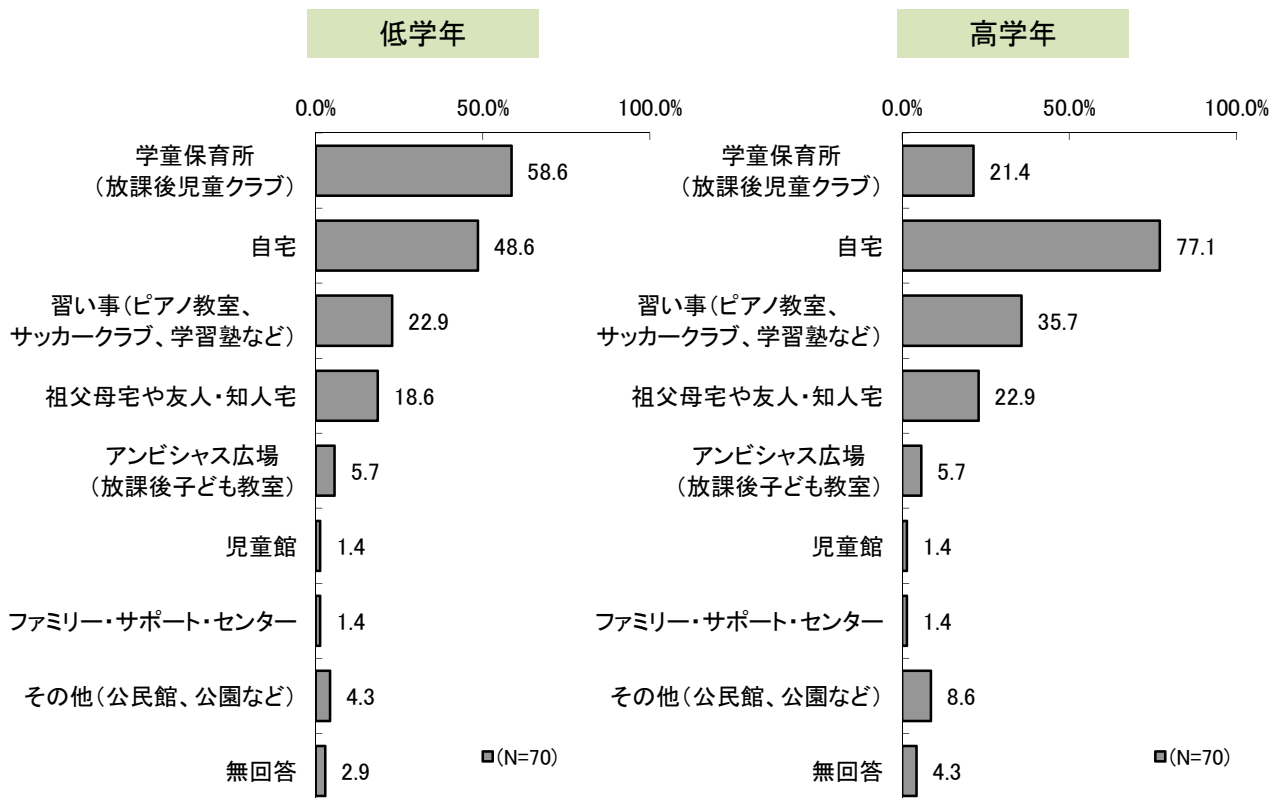
就学前児童保護者の2割は、この一年間に泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の対処方法としては、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」(93.5%)が9割を超え最も高くなっています。



(7) 放課後児童健全育成事業(学童保育)の状況

小学生の放課後の過ごし方について、学童保育所の利用希望をみると、小学校低学年(1~3年生)で58.6%、高学年(4~6年生)で21.4%となっており、放課後希望する過ごし方として、低学年のうち自宅か学童保育所、高学年になると自宅か習い事を希望する保護者の割合が高くなっています。

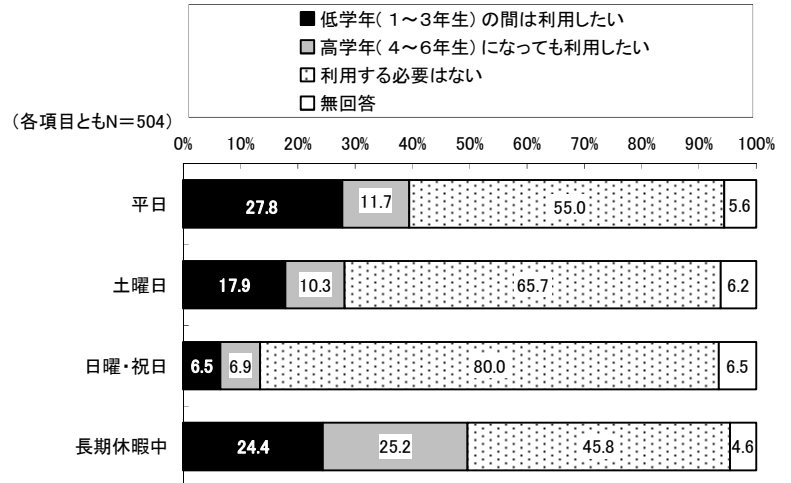
【希望する放課後の過ごし方】



【長期休暇中の学童保育】

現在、利用している・していないに関わらず、学童保育の利用意向を尋ねたところ、低学年・高学年をあわせた利用意向がそれぞれ平日：4割弱、土曜日：3割弱、日曜・祝日：1割強となっており、概ね低学年の利用意向が強くなっています。

また、夏休みなどの長期休暇中の学童保育の利用意向は5割と高く、特に長期期間中に限っては高学年になっても利用したいとする保護者が多いことが分かります。

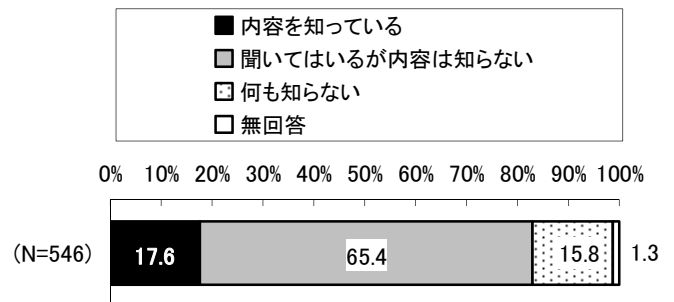


(8) 幼児教育・保育の無償化について

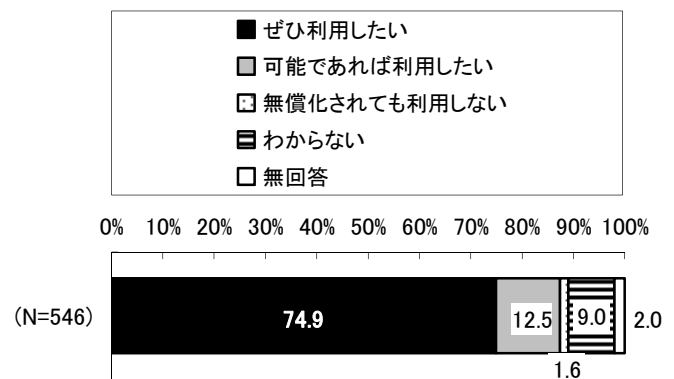
令和元年度10月より、3~5歳までのすべての子ども及び0~2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用の無償化が開始されます。この無償化の認知度について尋ねたところ、知っている・聞いたことがある人があわせて8割となっていますが、無償化の内容までは知らない人が多くなっています。

保育所や幼稚園の利用有無にかかわらず、無償化後の教育・保育サービスの利用意向を尋ねたところ、利用したいとする人が9割弱を占め、今後の教育・保育サービスの利用ニーズは高まると予想されます。

【無償化の認知度】



【無償化後のサービス利用意向】



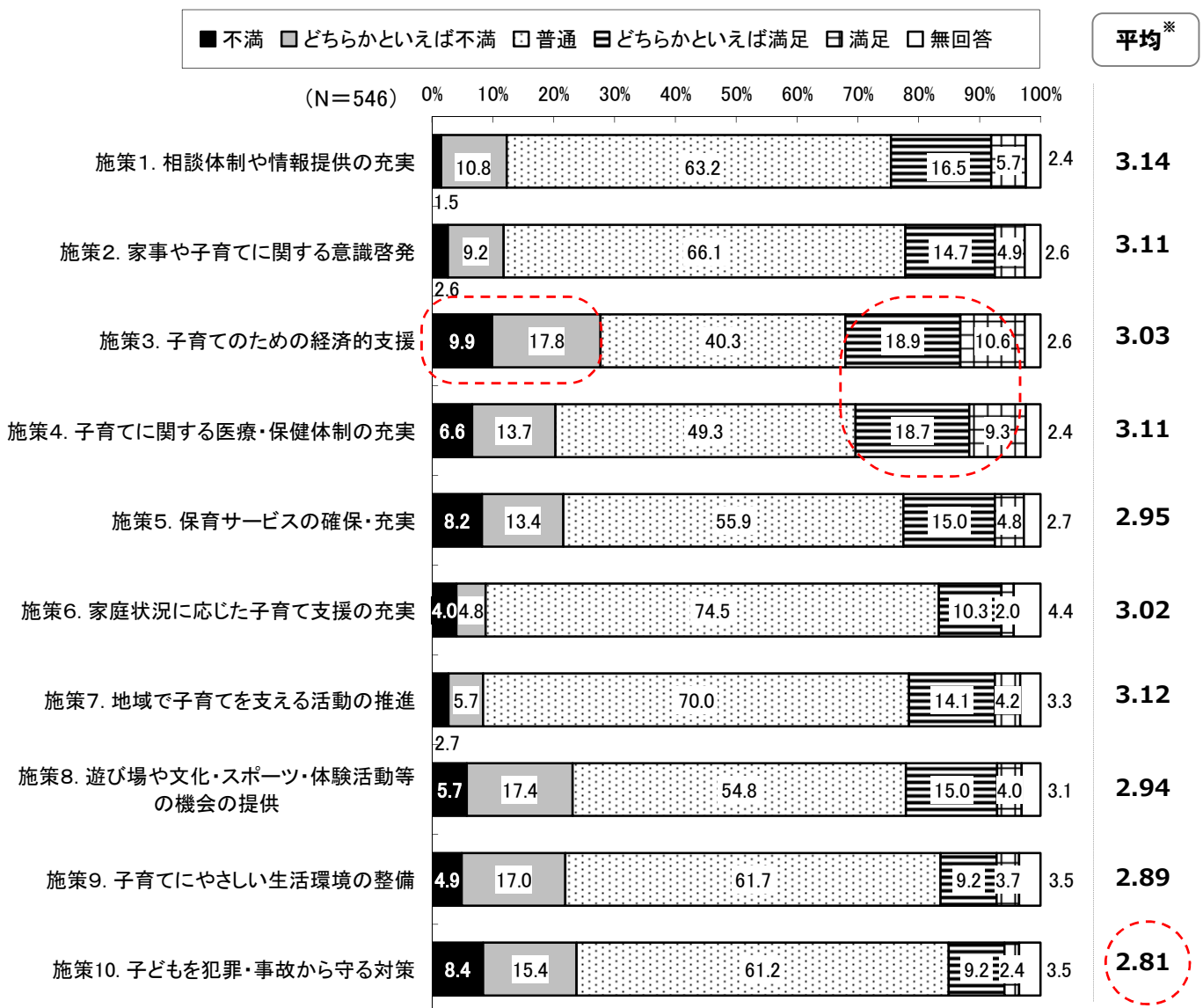
(9) 町の施策満足度

就学前児童の保護者による大刀洗町の子ども・子育てに関する取り組みの満足度について、「どちらかといえば満足」「満足」の割合は、「施策3. 子育てのための経済的支援」、「施策4. 子育てに関する医療・保健体制の充実」が高く、それぞれ3割を占めています。

しかし同時に、「不満」「どちらかといえば不満」とする保護者の割合も高く、特に経済的支援については保護者の評価が分かれる結果となっています。

満足度を相対的にみるために、満足度を点数化して平均値を算出したところ、「施策1. 相談体制や情報提供の充実」(3.14)、「施策7. 地域で子育てを支える活動の推進」(3.12)の順に高く、「施策10. 子どもを犯罪・事故から守る対策」(2.81)で最も低くなっています。

【町の施策に対する満足度（就学前）】



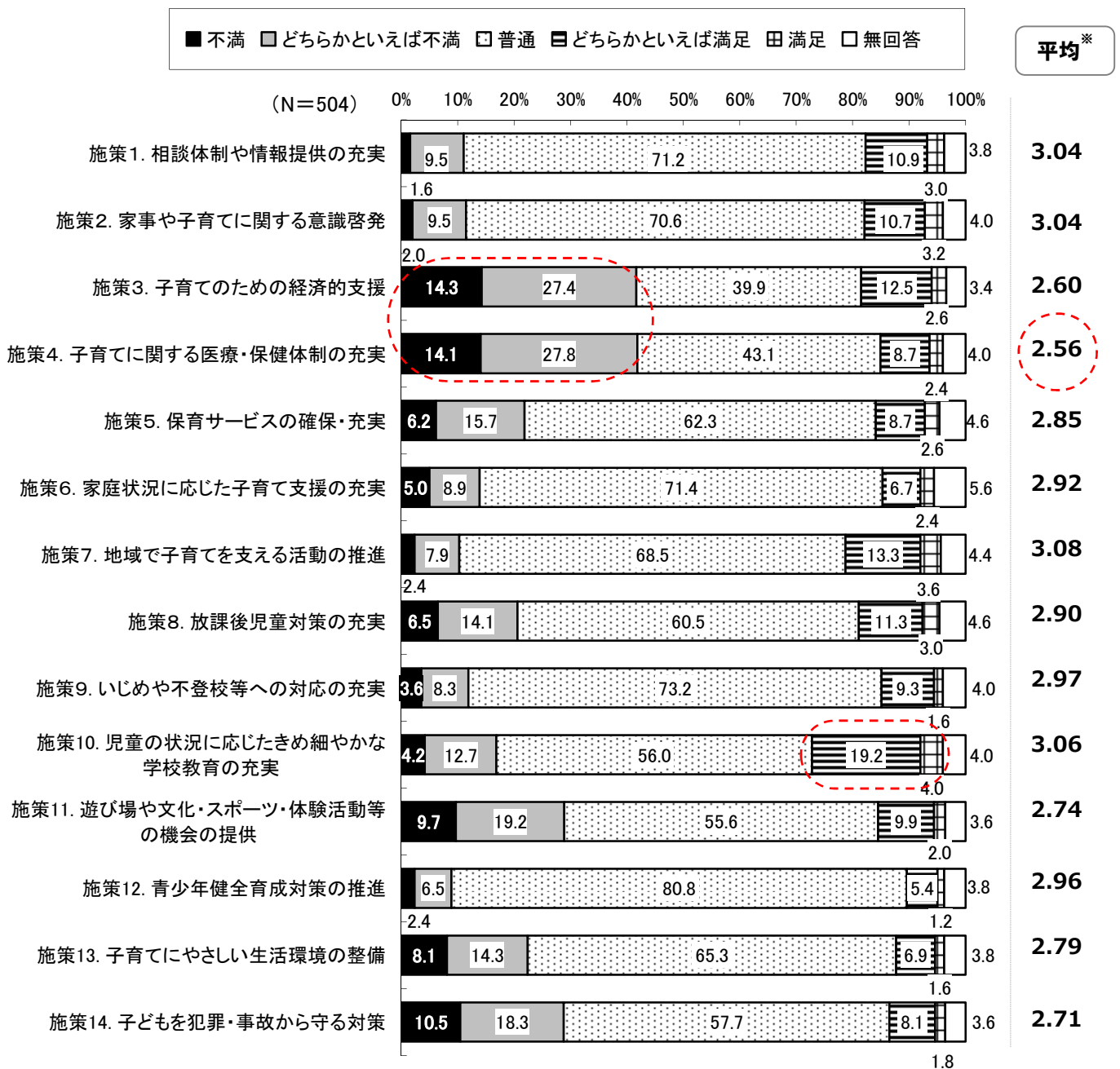
※平均：「不満」＝1点、「どちらかといえば不満」＝2点、「普通」＝3点、「どちらかといえば満足」＝4点、

小学生児童の保護者については、「どちらかといえば満足」「満足」の割合は、「施策10. 児童の状況に応じたきめ細やかな学校教育の充実」が最も高くなっています。

一方、「不満」「どちらかといえば不満」の割合は、「施策3. 子育てのための経済的支援」、「施策4. 子育てに関する医療・保健体制の充実」で特に高く、ともに4割を超えています。

満足度平均をみると、3点以下の施策が多くなっており、なかでも「施策4. 子育てに関する医療・保健体制の充実」(2.56)で低くなっています。

【町の施策に対する満足度（小学生）】



※平均：「不満」＝1点、「どちらかといえば不満」＝2点、「普通」＝3点、「どちらかといえば満足」＝4点、

■教育・保育事業所アンケート

教育・保育サービスの提供側の立場から、子育てを取り巻く環境、近年社会問題となっている人材不足の状況など、教育・保育現場の実態を把握し、課題やその解決策を検討するため「保育所・学童保育所に対するアンケート調査」を実施しました。

保育所アンケート（5園） 結果のまとめ	
■ 人員不足について	
<p>✓すべての園が「やや不足」「不足」と回答しており、人員不足が共通の課題となっています。</p> <p>不足している理由としては「募集しても応募がない」となっており、新たな人員確保が困難となっている状況がうかがえます。</p> <p>✓過去5年間の離職理由については、保護者対応等への心労、人間関係への不満、業務量・責任の重さに比べ給与が安いといった理由で離職したケースがあげられています。</p> <p>こうした職場環境による離職のほか、結婚・出産・育児、転居・配偶者の意向による離職や、健康面・体力面、家庭との両立困難といった職員自身に関わる理由での離職も見受けられました。</p> <p>✓職員の人材確保や離職防止に向けた取組については、「労働時間の短縮」が最も多く、「給与水準の引き上げ」を挙げる園が多くなっています。</p>	
■ 教育・保育現場での課題と解決策について	
<p>✓保護者の子どもの発達についての理解不足、要求ニーズへの対応、新人職員の積極性が足りない、保育環境・設備が整わない、常勤職員不足などがあげられました。</p> <p>✓課題の解決策としては、外部講師などによる保護者向け講演会の実施や、職員の研修会参加、人材不足については、代替保育士の配置、潜在保育士の発掘、賃金水準の改善などが考えられます。</p>	
■ 行政に期待すること	
<p>✓子育ての基本は家庭が最も大切であることを周知していくことが必要だという意見が多くあげられました。</p> <p>✓また、保護者だけでなく、子育て家庭を地域全体で支えていけるような「お互い様」の地域づくり、子育てしやすいまちづくりが求められています。</p>	

学童保育所アンケート（5園） 結果のまとめ

■ 人員不足について

- ✓5園のうち、4園が「**適当**」、1園が「**不足**」と回答しています。不足している理由としては「**募集しても応募がない**」「**応募はあるが、マッチングが難しい**」となっています。
保育所に比べると、慢性的な人材不足といった状況ではありませんが、園によっては人員確保に苦戦している様子が見えます。
- ✓過去5年間の離職理由については、**雇用形態への不満**が最も多く、これには非正規雇用などが多い背景も考えられます。
また、職員自身の離職理由としては、**健康面・体力面、定年・契約満了、他業種への興味**といった理由があげられています。
- ✓職員の人材確保や離職防止に向けた取組については、「**人員配置の適正化**」、「**事務作業の効率化**」などが有効であるとの回答が上位となっています。

■ 学童保育所支援員としての課題と解決策について

- ✓事務作業や支援の質、子どもの安全面、防犯対策強化の面でも、**十分な支援員の確保が必要**という意見が多くなっています。
- ✓新規採用が難しい状況にありますが、体力面においても若い支援員の確保が課題となっています。
解決策としては、**労働時間の調整や賃金などを工夫・改善**することで人数を増やし、一人ひとりの負担を軽減するといった案も出されています。
- ✓支援員の資質向上を図るため、**研修会への参加**を促すこと、また、**支援員間のコミュニケーションを密にし、良好な人間関係を構築**することで、職員の離職を防ぐなども考えられます。
- ✓また、問題行動がみられるグレーゾーンの子供達が増えてきており、支援の手が必要となっています。保護者と支援員で情報共有しながら対応していくとともに、**資格を持った支援員を増やしていくことも必要ではないか**、といった意見があげられました。

■ 行政に期待すること

- ✓ファミサポを気軽に活用できるよう内容を充実させることが求められています。
- ✓保護者のニーズだけに応じる子育て支援策ではなく、親が子どもを大切に、楽しく子育てできるようにまちづくりが重要だという意見が多くなっています。
このため、**親の気づきにつながるような勉強会や啓発パンフの配布など、本来の子育てとは何か、健やかな子どもの成長を促すための支援**が必要だという意見があげられました。
- ✓また、地域と子ども達の交流の場の充実を求める声もあがっています。

第3章 計画の基本的な視点と理念

1. 計画の基本的な視点

計画の推進にあたっては、第1期計画で設定した4つの視点を継承し、施策の実施状況及び施策評価を年次的に行っていくとともに、住民ニーズや社会動向等を踏まえた施策の遂行を目指します。

1. 子どもと親の育ちの視点

子どもは、地域の希望の輝きであり、未来の力です。子育て支援施策の推進においては、次代の社会を担う子どもたちがのびのびと育つことができるよう「子どもの幸せを第一」に考え、「子どもの利益が最大限に尊重される」ように配慮し、子どもの健やかな成長を見守る取り組みを推進していく必要があります。

また、子どもを育む親なくして、子どもは育ちません。父母その他の保護者が子育ての主体であり第一義的責任を有することが前提ですが、親の主体性やニーズを尊重した各種支援や環境の整備を進めていくことが重要です。保護者の子育てに対する不安や孤立感を和らげ、負担を軽減することにより、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、よりよい子どもの育ちと親の育ちの視点に配慮して取り組みます。

2. 仕事と家庭の調和を図る視点

女性の社会進出が進む中で、共働き家庭が増えるとともに、子育てしながら働きたいと考える人も増えてきました。また、子育てしながら働く母親だけでなく、子どもを持つ父親の働き方など、すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるような支援が求められています。

このため、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や町内事業所等と連携しながら、働きやすい環境づくりのための理解を促進していく必要があります。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供による意識啓発など、仕事と家庭の調和を図る視点に配慮して取り組みます。

3. 地域の支えあいの視点

子育ては、父母その他の保護者が家庭や子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び町はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体が子育てを助けるため、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが重要です。

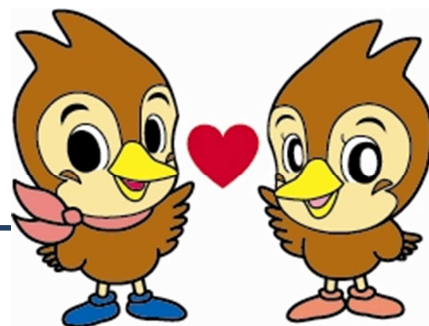
また、教育・保育施設等の事業者や地域等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組むなど、地域の支えあいの視点に配慮して取り組みます。

4. すべての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育ての施策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く「すべての子どもと家庭への支援」という観点から推進することが必要です。その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえながら、すべての子どもと家庭への支援の視点に配慮して取り組みます。



2. 基本理念



いきいき楽しく子どもを育て、 明るい未来をひらくまちづくり

本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」（第1期）と同様、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づいて策定するものであり、「次世代育成支援対策行動計画」を継承するものとしています。

「大刀洗町次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」（第1期）においては、大刀洗町のすべての子どもたちが家族や地域に心から祝福され、親たちが子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、大刀洗町で子どもを育てたい、育てて良かったと思えるようなまちづくりを目指し、「いきいき楽しく子どもを育て、明るい未来をひらくまちづくり」を基本理念に掲げました。

この基本理念のもと、地域全体で心をひとつに、子どもを見守り、育てていく環境づくりと、子育て支援の様々な取り組みを通じて、いきいきと楽しく子育てができる環境、子どもがのびのびと育つまちの実現に向けた各種施策に取り組んできました。

子どもは社会の大切な宝であり、子育ては未来の大刀洗町を支える人材を育てる重要な営みです。親たちが、夢や抱き生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもたちの笑顔と歓声がこだまする明るい社会は、大刀洗町すべての人にとって共通の願いです。

この“子どもは、将来の大刀洗町を担う大切な宝であり、未来である”という理念は不変的なものです。また、「大刀洗町次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」（第1期）との連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、この理念を継承することとします。

また、子ども・子育て支援法・基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できることを目指すものとします。

第4章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

◆教育・保育提供区域とは◆

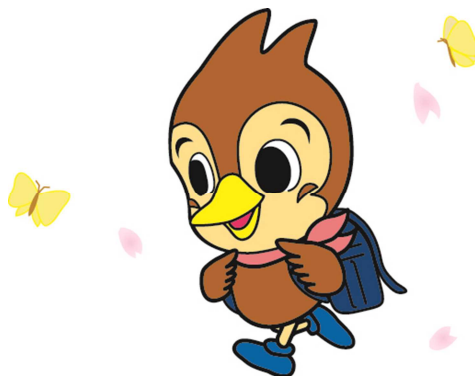
子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

◆大刀洗町の教育・保育提供区域◆

大刀洗町における教育・保育提供区域について、具体的には、「小学校区」「中学校区」「町全域」等による提供区域の設定が考えられますが、主に以下のポイントを踏まえ、第1期計画から引き続き、教育・保育提供区域を「町全域をひとつの区域」に設定します。

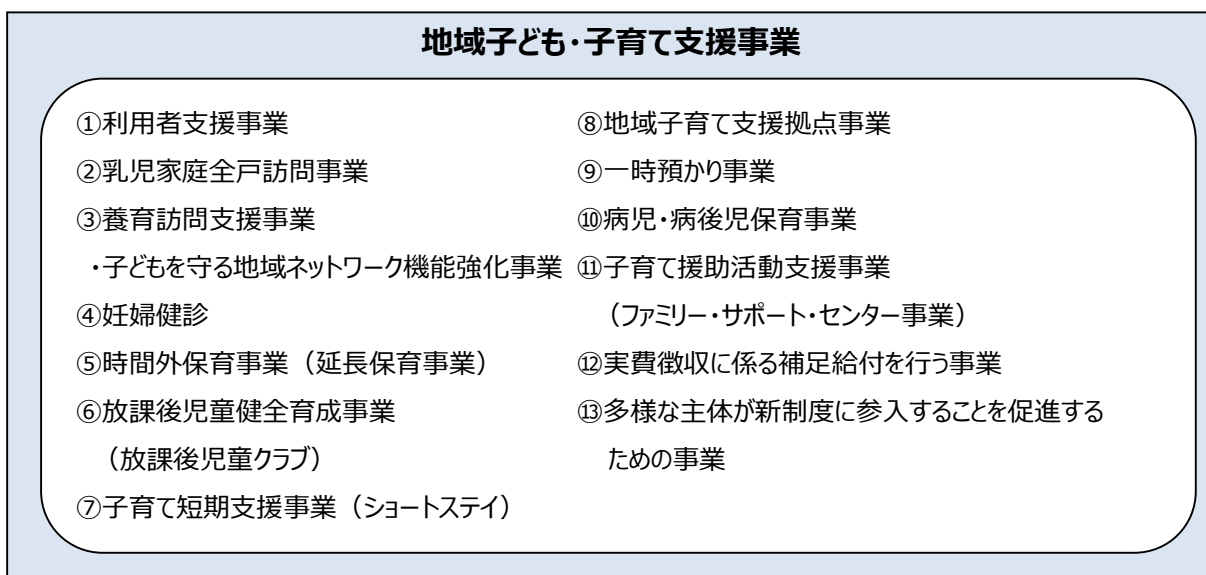
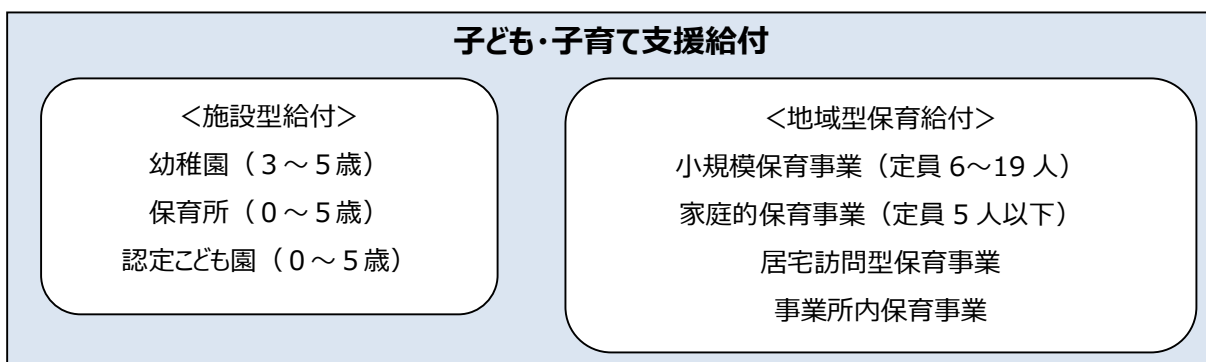
- ポイント① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲とする
- ポイント② 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用も踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲とする
- ポイント③ 区域の設定にあたっては、保育ニーズが居住地域だけでなく、通勤経路等に沿って発生すること等も考慮する



2. 事業の概要

子ども・子育て支援制度では、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育事業等をはじめとする「地域型保育給付」が実施されています。

この給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といい、また、「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法で定められた法定 13 事業を実施しています。



3. 幼児教育・保育の無償化

◆ 幼児教育・保育の無償化の概要 ◆

令和元年度 10 月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用の無償化が開始されます。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし(例:専業主婦(夫)世帯)	あり(例:共働き世帯等)
幼稚園 認定こども園(教育認定)	無償 (預かり保育は対象外)	無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償)
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は対象外)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償)
認可保育所 認定こども園(保育認定) 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	(無償化の対象外)	月額 37,000 円 ^{※3} を上限に無償(他の認可外保育施設等との併用が可能)

※1 「認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設(事業所内保育を含む)のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額(11,300円又は37,000円)は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

なお、無償化以降も、通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者負担となりますが、大刀洗町では子どもの食材料費(副食費)に対する助成を行っています。

◆子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について◆

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、保育の必要性について認定後、町から利用者に対し、施設等利用費の支給を行うこととなります。

こうした施設等利用給付の適正な支給を行っていくためには、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮しながら給付方法を検討していくとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等、福岡県と連携した対応を行うことが重要です。

このことを踏まえ、大刀洗町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



4. 教育・保育の見込み量と確保策

◆量の見込み算出にあたって◆

量の見込みは、国が示した標準的な算出方法（算出の手引き）に基づき、推計児童数、保護者の就労状況及び希望、施設・事業の利用意向等から、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を算出しました。

算出にあたっては、本計画策定のための基礎資料として実施した「大刀洗町子育てに関するアンケート調査」の回答結果を使用し、子育て家庭の今後の利用意向を踏まえて算出しています。

但し、基本指針においても「地域の実情に合わせて見込むことが可能」とされていますので、国の算出の手引きによる量の見込みが、大刀洗町の実態と大きく乖離する場合は、実績値と照らし合わせながら補正を行い、量を見込みました。

◆教育・保育事業の新しい区分について◆

就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3－5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3－5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	幼稚園・認定こども園
		共働き家庭等	保育所・認定こども園
3号認定	0－2歳	共働き家庭等	保育所・認定こども園・地域型保育施設

令和元年度現在、町内に幼稚園はなく、認可保育所については5園となっています。

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保方策及びその実施時期を次のとおり定めます。

(1) 1号認定

- 3～5歳で保育の必要性がなく、教育ニーズが高い児童を対象としています。
- 町内に幼稚園はありませんが、従来通り希望者については広域利用している町外の既存の認定こども園・幼稚園での受け入れの調整を進めます。

【1号認定】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人)	114	111	115	111	114
認定こども園等	93	90	94	91	93
確認を受けない幼稚園*	21	21	21	20	21
②確保方策(人)	114	111	115	111	114
認定こども園等	93	90	94	91	93
確認を受けない幼稚園*	21	21	21	20	21
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

*「確認を受けない幼稚園」とは、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園を指す。

(2) 2号認定

- 3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。保育の必要性があるものの、幼児期の学校教育の利用希望が強い「学校教育利用想定」と、それ以外の保育所の利用希望が強い「保育所利用想定」に分かれます。しかしながら、実態としては幼稚園などの学校教育の利用を希望する場合、1号認定としているため、「学校教育利用想定」は1号認定で見込み、2号認定としては「保育所利用想定」のみの見込みとなります。
- 3～5歳の保育所利用については、年々利用ニーズが高まっているため、定員の弾力化を行うなどして対応していますが、需要に対する供給量が追いついていない状況です。
- 今後の需要動向を見極めていくとともに、保育士の確保に向けた取組を行いながら、受け皿である町内保育所の意向を踏まえた定員の弾力化、計画的な施設改修及び増築等や、保育所等の新規参入の検討によって確保方策を増やす見直しを行います。

【2号認定】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人)	402	390	407	392	401
②確保方策(人)	411	411	411	411	411
③過不足(②-①)	9	21	4	19	10

(3) 3号認定

- 0～2歳の保育の必要性がある認定区分について、0歳児と1～2歳児に分けて量の見込みを定めます。
 - 0～2歳の保育所利用については、年々利用ニーズが高まっているため、保育園の定員増や分園の設置などで供給量を増やす対応をしていますが、需要に対する供給量が追いついていない状況です。
 - このため、既存の保育園での受け入れだけでなく、企業主導型保育園^{*}と調整を行いながら、供給量の確保に努めます。
- また、保育士の確保に向けた取組を行いながら、受け皿である町内保育所の計画的な施設改修及び増築等の検討、保育所や小規模保育等の新規参入の検討など、必要に応じて確保策の見直しを行います。

【3号認定・0歳児】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人)	67	67	66	65	64
②確保方策(人)	67	67	67	67	67
③過不足(②-①)	0	0	1	2	3

【3号認定・1～2歳児】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人)	211	192	189	187	185
②確保方策(人)	201	201	201	201	201
③過不足(②-①)	-10	9	12	14	16

※企業主導型保育園は、企業が運営している保育園で、主にその企業で働く保護者の子どもを対象に受け入れを行っていますが、企業に勤めていない地域の方も利用できる「地域枠」があります。

3号認定の確保方策については、この企業主導型保育園(地域枠)と調整後の受け入れ可能人数を含みます。



5. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保策

◆量の見込み算出にあたって◆

量の見込みは、「2. 教育・保育の見込み量と確保策」と同様に、国が示した標準的な算出方法（算出の手引き）に従い、「大刀洗町子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び町で保有する実績値を参考に算出しています。

また、国の手引きで算出されない「利用者支援」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「妊婦健診」については、近年の実績値と今後の人口推計の結果等を踏まえ、量を見込みました。

(1) 利用者支援

- 子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、およびその他の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談対応等の支援を行う事業です。
- 「子育て支援センター ちゃお」（基本型）をはじめ、平成28年度より健康福祉課において開始した「子育て世代包括支援センター」（母子保健型）で実施しています。
- 利用者支援事業（基本型）として子育て支援センターで行っている事業に加え、母子保健型の子育て世代包括支援センターにより、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援の機能強化を図ります。

【利用者支援】

<基本型>	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
②確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

<母子保健型>	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
②確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師・看護師・保育士が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。
- 生後2か月までに対象者に連絡をとり、家庭訪問を実施しています。訪問実施率を上げるため、母子手帳交付や出生届の際に、全戸訪問について説明をし、連絡先を確認しています。
- すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目標とします。

【乳児家庭全戸訪問事業】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人)	150	149	147	145	143
②確保方策(人)	150	149	147	145	143
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 養育訪問支援事業

- 乳幼児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。
- 育児不安が強い方や未熟児・多胎児等に対して、保健師・看護師が短期間集中的に家庭訪問し、精神的な安定や自立して適切な養育が行なわれるよう支援を行なっています。家事援助については、未実施です。
- 必要性が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

【養育訪問支援事業】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人)	4	4	4	4	4
②確保方策(人)	4	4	4	4	4
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

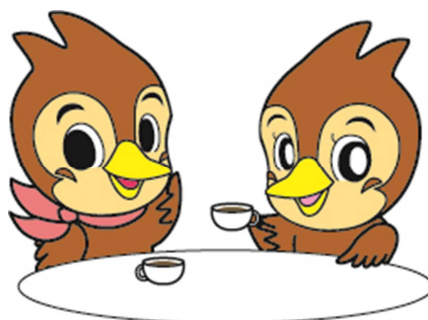
- 市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待（身体的、性的、心理的、保護の怠慢・拒否（ネグレクト））の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。
- 平成 27 年度より、児童虐待への対応や児童相談所等の関係機関との連携を図れるように専門の職員を配置しています。しかし、支援を必要とする子ども・家庭が増加傾向にあるため、相談体制の充実に向けた職員の確保が課題となっています。
- 今後も、地域ネットワークを強化することにより、児童虐待への対応など要保護児童への対応の強化を図ります。

（４）妊婦健診

- 母子保健法の規定に基づき、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。
- 大刀洗町においては、母子健康手帳による妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行っています。また、妊婦に対する健康診査補助券を 14 回分発行し、誰もが安心して妊娠・出産できる環境整備に努めています。
- 今後もすべての妊婦に対して母子健康手帳とともに健康診査補助券の交付を行い、妊娠期からの一貫した健康管理と医療機関での受診を勧奨していきます。

【妊婦健診】

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①量の見込み（人）	241	239	235	234	232
②確保方策（人）	241	239	235	234	232
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0



(5) 時間外保育事業（延長保育事業）

- 保護者の仕事時間等に対応するため、保育所において、通常の保育時間を延長して保育業務を実施する事業です。
- 町内の保育所5箇所すべてで実施されています（保育短時間認定：午前7時～9時・午後5時～7時／保育標準時間認定：午後6時～7時）。保育所入所児童の増加や、保護者の就労等の状況により、時間外保育（延長保育）の利用を希望する保護者が増加しており、保育士の配置についても課題となっています。
- 今後も延長保育事業のニーズは高まると予想されるため、未満児の利用増加などにも対応できるよう、保育士の確保に努めながら今後も引き続き町内すべての保育所で実施できるようにします。

【時間外保育事業】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（人）	333	335	327	329	322
②確保方策（人）	333	335	327	329	322
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(6) 放課後児童健全育成事業

- 授業終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、保護者が昼間家庭にいない小学校児童の健全育成を推進するとともに、働く親の不安解消を図ります。
- 大刀洗町では町内4つの小学校すべてに学童保育所を設置しており、平日は授業終了から午後6時まで（延長は午後7時まで）の間対象児童の保育を行っています。夏休みや、冬休みの長期休暇の際は、平日：午前8時から午後6時まで（延長は午後7時まで）保育を行っています。
- 平成28年度には大堰学童保育所の拡張工事、本郷学童保育所の支援単位の拡充を行い、平成29年度には本郷学童保育所の増設工事、平成30年度は、大刀洗学童保育所移転新築工事、令和元年度は、菊池学童保育所増設工事を行うなど、受皿の確保を進めました。
- 引き続き学童保育所へのニーズは高くなっているため、学童支援員の確保も含め、今後も利用意向に対応できるよう努めます。

【放課後児童健全育成事業】

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（人）		277	282	292	284	289
学童保育所別	大堰	36	36	37	36	37
	本郷	109	111	115	112	114
	大刀洗	50	51	53	51	52
	菊池	82	84	87	85	86
学年別	1年生	93	95	98	95	98
	2年生	85	86	89	87	88
	3年生	59	60	62	60	61
	4年生	21	22	23	22	22
	5年生	14	14	15	15	15
	6年生	5	5	5	5	5
②確保方策（人）		277	282	292	284	289
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

※学童保育及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施について

- 小学校に就学している全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、学童保育及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する事業です。
- 平成30年9月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、または連携での実施の推進を目指しています。
- 大刀洗町では現在、新たに放課後子ども教室を設置する予定はありませんが、国のプランを踏まえ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施について必要に応じた検討を進めます。
- 実施の際は、一体型および連携型のプログラムの企画段階から、学童保育の支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が連携して内容や実施日等を検討できるよう、定期的な打ち合わせの場を設けるとともに、放課後活動にあたっての責任体制を明確にして文書化を行います。また、現在余裕教室の確保が困難となっているため、学校関係者等と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について理解を求めながら、連携して放課後の子どもの居場所づくりに取り組みます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。
- 大刀洗町においては、平成 24 年 4 月より、慈愛会（清心慈愛園・清心乳児園）で実施しています。就学前児童の実績としては、年度により利用の変動が大きいですが、平成 29 年度は延べ 18 件、平成 30 年度は延べ 4 件の利用となっています。
- 今後も事業内容の周知や実施体制の維持に努め、必要に応じた対応を継続していきます。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①量の見込み（人日）	5	5	5	5	5
②確保方策（人日）	5	5	5	5	5
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(8) 地域子育て支援拠点事業

- 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、子育て中の親子の交流、育児相談等、子育て支援に関わる各種の業務を行う事業です。
- 現在、町内では子育て支援センターちゃお（1 箇所）で実施しています。
保育所等に入所する児童が増えているため、ちゃおの利用者は以前よりも低年齢化し、利用者数も減少傾向にあります。
- 子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場として、また必要な情報が得られる場、地域とつながることのできる場として貴重な事業であるため、今後も周知方法の見直しや、ニーズに応じた内容の充実に取り組みます。

【地域子育て支援拠点事業】

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①量の見込み（人回）	3,480	3,385	3,341	3,305	3,261
②確保方策（人回）	3,480	3,385	3,341	3,305	3,261
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(9) 一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。
- 幼稚園在園児を対象にしたものと、それ以外のもの（保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイ）があります。
- 幼稚園在園児を対象とした一時預かりについては、町内に幼稚園がないため、広域利用の幼稚園において対応しています。今後も引き続き広域利用の幼稚園で実施します。

【幼稚園の預かり保育】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（人日）	3,624	3,777	3,640	3,724	3,624
②確保方策（人日）	3,624	3,777	3,640	3,724	3,624
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

- 「一時預かり（上記以外）」については、就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイによる一時預かりがあります。保育所での一時預かりについては一定数の利用がありますが、ファミリー・サポート・センター及びトワイライトステイは現在実施していません。
- 家庭において保護者が子どもを保育できないときに、保育所で一時的に子どもを預かる事業については、生後4か月から小学校就学前の児童を対象に、町内の保育所で行っていますが、入所児童数の増加により、各保育所においては保育士の確保が課題となっています。
- 今後も高いニーズが見込まれることから、身近な地域でのサービス提供が受けられるよう、保育士確保も含めた取り組みを行います。

【一時預かり（上記以外）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（人日）	260	250	240	230	220
②確保方策（人日）	260	250	240	230	220
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(10) 病後児保育

- 病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、保育施設等に付設された専門スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。
- 大刀洗町では、平成23年10月より実施しており、平成27年度からは利用ができる児童が小学3年生までから小学6年生までに拡充されています。現在、病後児保育センターこどもハウスすこやかのかの1ヶ所で行っています。
- 病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に一時的に保育する病児保育については、現在、大刀洗町では実施していませんが、久留米広域連携中枢都市圏の事業の中で、久留米市にある久留米大学医療センター、久留米大学医学部旭町キャンパス、聖マリア病院、田主丸中央病院、ハイジア内科の5施設にての利用が可能となっています。
- 大刀洗町における病後児保育の利用者数は減少傾向ですが、登録者数は多いため、今後も現状の実施体制を維持し、利用ニーズに対応していくとともに、病児保育及び病後児保育の周知や、より利用しやすい仕組み、環境づくりに努めます。

【病後児保育】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人日)	72	74	76	75	76
②確保方策(人日)	72	74	76	75	76
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

- 臨時・一時的な保育ニーズに対応するため、地域において子どもの預かり等の援助を行いたいもの、援助を受けたいものからなる会員組織による相互援助活動を行う事業です。
- 現在、大刀洗町には設置していませんが、広域での利用が可能となっています。未就学児の利用はありますが、就学児の利用実績はありません。
- 今後も急な残業や子どもの病気など、学校等に対応できない突発的で変動的なニーズに対応できるよう、広域利用による継続した提供体制の確保に努めます。

【子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人日)	6	6	6	6	6
低学年	3	3	3	3	3
高学年	3	3	3	3	3
②確保方策(人日)	6	6	6	6	6
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設や未移行幼稚園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行幼稚園における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成を行っています。制度が開始されたばかりであるため、対象人数の把握をし、次年度以降の見通しを立てる必要があります。また、手続きや周知方法等について適切であるか検討が必要です。
- 子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園が増加していく傾向にあるため、対象者は減少していくことが見込まれます。今後も子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、引き続き事業を実施していきます。

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
- 必要に応じて事業の実施を検討していきます。



6. 教育・保育の一体的提供及び確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点だけでなく、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 子育て支援施策と教育行政の一体的な推進

子どもやその保護者が抱える様々なニーズや困りごとに対して適切に対応していくためには、教育と保育の連携は不可欠であり、多様な支援が一体的かつ継続的に用意されていなければなりません。

従来までは、妊娠から出産と乳幼児期は「母子保健」や「児童福祉」、小・中学生は「学校教育」、青少年育成は「生涯学習」というように窓口が分散し、子どもやその保護者への支援に関しては、大きく「教育委員会を中心とした教育分野からの支援」と「大刀洗町健康福祉課を中心とした児童保健福祉分野からの支援」といった体制でした。

こうした状況から、子育て支援施策と教育行政が一体となって、家庭や地域の子育て機能の充実を図るため、大刀洗町においては、「0歳から青少年期」までの一貫した政策の実現に向け「教育委員会子ども課」を設置しています。

児童福祉、学校教育など、それぞれの部署で行われている子どもに関する施策を一貫した視点でみていこうとするもので、子どもとその親の人間形成、人間づくり、地域社会の人づくりなど広い意味での教育という面から、福祉、教育の領域に横断的に取り組みます。

(2) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

具体的には、教育・保育の質の向上に資するものとして、幼稚園・保育所における連携体制や、保育士の専門性と資質向上のための研修の実施を進めるなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

また、質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の子どもに関わる人材の確保が不可欠となるため、処遇改善や人材確保の方策について、関係機関と協議しながら改善に向けた取り組みを検討していきます。

(3) 認定こども園への移行支援

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

認定こども園の普及については、待機児童の解消に向けた方策の一つではありますが、将来的な少子化の進行や費用対効果等も勘案しながら、今後も地域の実情に応じた必要な支援に取り組みます。

(4) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

大刀洗町においては、町外の教育・保育サービスの利用もあるため、地域の関係者間の情報交換をはじめ、新たな事業者の参入などの動向も把握しながら、連携体制の構築に努めます。

(5) 相談・情報提供体制の整備

幼児期の教育・保育は、人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施する必要があります。

大刀洗町においては、子育て支援センター（ちゃお）を中心に、相談・情報提供・親子の交流等を実施しています。子育て支援センターでは、子育てガイドブック（たちあらいきらきら子育て便利帳）や、子育てサークルの育成支援や交流の場の提供など、地域に根差した子育て支援拠点として情報の提供と相談体制の充実に取り組んでいます。

また、平成 28 年度より健康福祉課に開設した「子育て世代包括支援センター」において、妊娠初期から子育て期における、それぞれの段階に対応した支援や、サービスの情報や助言、相談に応じています。

今後も、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターが連携しながら、教育・保育のための施設や地域の子育て支援の事業等に関する情報提供、子どもや保護者から相談に応じる仕組みづくりに努めます。また、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行うことで、教育・保育の一体的な運営の推進に努めていきます。

第5章 その他の子ども・子育て支援施策

1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

取組の内容
①保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実 ②保育所・幼稚園等の受け入れ体制の確保 ③職場への理解促進

【現状や課題】

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。

子育てに専念することを希望して退職する母親がいる一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性も少なくありません。

【これまでの取り組み】

- ①町ホームページ等により、教育・保育サービスの情報提供を行うとともに、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおいて妊娠や子育て中の保護者に向けた情報提供、相談対応を行っています。
- ②保育所等の定員増を実施するなど、受け入れ体制の確保に努めています。
- ③職場への理解促進のため、商工会等を通じた意識啓発を行っています。

【今後の方向性】

全国的な傾向と同様に、大刀洗町においても共働き家庭は増加しており、女性の就業率も以前より上昇しています。こうした子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

育児休業期間満了時から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、安心して質の高い保育を利用できるよう、今後も引き続き、保育所や幼稚園等の受け入れ体制の確保と、職場への理解も含めた環境整備に努めます。

2. 児童虐待防止対策の充実

取組の内容
①児童虐待の早期発見と予防 ②相談支援の充実 ③関係機関との連携

【現状や課題】

虐待の背景には、経済的な問題などによる生活基盤の弱さや育児以外のさまざまなストレスなどの保護者の要因、出生直後のさまざまな疾患や障がいの存在など子どもの要因、両親役割のバランスの崩れなどの家庭の要因などが複雑にからみあい、多岐にわたっています。

アンケート調査結果によると、大刀洗町でも地域で子どもへの虐待を見聞きした経験がある保護者が一部見受けられます。しかし、見聞きした際の対応については、特に何もしなかったとする人が多く、相談や連絡につながっていない状況です。

【これまでの取り組み】

- ①保護者による虐待の早期発見のため、保育所への入所時や日常保育での事案を総合的に確認しています。
また、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の機会を活用し、子どもの発達・発育と親子関係を見守りながら、育児支援及び虐待の早期発見・早期対応に努めています。
- ②保護者の育児不安を解消するため、育児に関する相談窓口の拡充や、孤立しがちな保護者も参加しやすい育児サロンや育児サークル等の保護者同士の交流の場を設けています。
- ③警察、保健福祉環境事務所、児童相談所、小中学校、保育園、民生委員児童委員協議会等の関係機関から構成される要保護児童対策地域協議会を継続し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しています。

【今後の方向性】

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築が不可欠です。

このため、医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関の連携や、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるための協力体制を構築するとともに、虐待防止ネットワークの設置を進めていきます。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母

子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげます。

さらに、体罰によらない育児を推進するための活動として、保護者に限らず、地域への啓発も進めていきます。

3. ひとり親家庭への支援

取組の内容
①経済的支援や相談支援を通じた自立の促進 ②就労促進のための情報提供

【現状や課題】

大刀洗町における、ひとり親家庭は462世帯（平成27年国勢調査）となっており、アンケート調査によると、ひとり親家庭の9割が、「経済的に余裕がない」と回答しています。

ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割を一人で担うこととなるため、就業をはじめ、子どもの養育や教育、住居等の問題など日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えていると考えられます。また、こうした状況から教育の機会に恵まれないなど子どもへの学力の影響や親の貧困が将来の子どもに連鎖する傾向も指摘されています。

【これまでの取り組み】

- ①大刀洗町においては、自立への支援として、ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給をはじめ、経済的な理由等によって就学が困難な小中学生に対しては、必要な学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を行うなど、子育てや生活支援策及び経済的支援策を行っています。
- ②子育てや健全育成についての相談はもとより、就労に関する情報提供や生活の安定に向けての相談にも取り組んでいます。

【今後の方向性】

児童扶養手当の手続きや母子父子寡婦福祉資金の相談、医療費等の経済的支援、就業や疾病等により一時的に保育サービスが必要となった場合のための子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用支援など、今後も自立した社会生活を送ることができるよう総合的な支援を推進していきます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法などの関連法に基づく国の方針や福岡県の「子どもの貧困対策推進計画」、「子ど

も・子育て応援総合プラン（自立促進計画含む）」などに即して、県や関係機関と連携しながら子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策・経済的支援策等の総合的な自立支援の推進に努めます。

4. 障がい児などの支援

取組の内容
①乳幼児健診による疾病等の早期発見
②障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族に対する支援
③保育所・学童保育所における受け入れ体制の整備
④子どもの発達段階に応じた適切な教育支援

【現状や課題】

乳幼児健診時の発達相談での相談件数は、年々増加傾向にあります。平成30年度からは、乳幼児健診後の相談できる場として、「パンダ親子教室」を実施し、子どもの観察と保護者の困りごとを丁寧に聞いています。

特別支援学級は、町内全ての小学校（4校）、中学校（1校）で設置されており、特別支援学級の児童生徒数は、平成30年度で小学校60人、中学校18人となっています。

また、小学校通級指導教室（きくち教室）に通う児童数は55人と年々増加しており、大刀洗中学校通級指導教室（大刀洗教室）に通う生徒数は9人となっています。

特別支援学校は、小学部・中学部へ毎年1～4名が入学しています。（障害福祉計画より抜粋）

【これまでの取り組み】

- ①乳幼児健診により、発育・発達の遅れを早期に発見し、専門機関につないだり、療育訓練を紹介するなど、必要な指導・助言を行っています。
- ②発達の遅れや障がいを持つ乳幼児に対する相談、療育及び訓練等の発達支援事業について、近隣市町と広域的に取り組んでいます。また、障害児通所支援等の福祉サービスの充実もあわせて、乳幼児、児童生徒とその保護者の支援に努めています。
- ③障がいのある子どもについても、保育所・学童保育所での受け入れを行っています。しかし、支援が必要な子どもの受け入れが増加傾向にあることや、障がいの重度化・多様化に伴う専門的な支援が必要となるケースが増えているため、人員確保の面からも関係者間で連携・協議しながら対応を検討する必要があります。
- ④保育園・小学校・中学校における支援の継続性を図るための「巡回相談」による課題の発見と把握、子どもの発達状況に応じた適切な教育支援を行うための「教育支援委員会」による就学支援、子育てに関する記録を残すための「子育てファイル・れいんぼー」の作成、就学前の幼児の言葉の遅れや発音等の課題に対する「幼児ことばの教

室」での指導助言などを通じ、障がいのある子どもと保護者が地域で安心して生活ができるよう努めています。

【今後の方向性】

大刀洗町における障がい児など特別な支援が必要な子どもへの支援については、「大刀洗町障害者福祉計画・障害児福祉計画」と教育施策要綱に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

また、特別支援教育については、「大刀洗町特別支援教育推進協議会」を中心に、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒を中心としたすべての子ども達に対し、教育・福祉・医療等の関係機関の連携と協力のもと、それぞれの課題に応じた効果的・総合的・継続的な支援の推進を行います。

5. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組み

取組の内容
①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための働き方の見直し ②仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実

【現状や課題】

全国的な傾向として、「女性活躍推進」や「働き方改革」などをキーワードに、多くの企業や団体が制度や仕組みを整え、女性が働きやすい職場づくりに取り組むようになりました。しかし、「女性活躍」の実現に向けて必要なのは、女性だけに焦点を当ててではなく、社会全体の長時間労働を改善し、男女共に働きやすい環境を作ることが必要です。

アンケート調査をみると、父親は長時間労働が常態化している一方で、母親は家事・育児時間も長く、過度な負担を強いられている様子がうかがえます。

このため、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。働き方の見直しを進めるうえでは、各個人の意識の向上だけでなく、長時間労働を前提とした職場風土や、職場優先の意識の見直し、労働時間の短縮や男女ともに育児・介護休業を取得しやすい就労環境を整えていくことが求められています。

【これまでの取り組み】

①大刀洗町においては、「パパママ教室」「イクメン養成講座」の開催などを通じて、父親の積極的な家事・育児参加を促進しています。

また、男女共同参画社会の実現のための取り組みの一つとして、フレックスタイム制や短時間勤務、育児休業、ワーク・ライフ・バランスなど、事業主や労働者に対する

意識啓発を行っています。

- ②仕事と子育ての両立支援のため、「通常保育」や「学童保育所」をはじめ、「病児・病後児保育」、「一時預かり」、「延長保育」など、多様なニーズに応じた保育サービスを提供しています。

【今後の方向性】

今後も男性の子育て参加の意識を高めるべく、父親を対象とした家事・育児講座等の開催の充実・拡充に努めます。

また、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、各種保育サービスの充実に努めます。

さらに、「男女共同参画計画」に基づき、一人ひとりの働く意思を尊重し、男女がともに働き続けることができる職場環境の整備のため、広報誌やホームページにおける情報提供をはじめ、商工会・農業団体等を通じて事業所へ男女共同参画の視点に立った意識啓発を働きかけるとともに、男女共同参画に向けて意見交換等を行う機会を創出します。

6. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取り組み

取組の内容
①母性と乳幼児等の健康の確保 ②子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状や課題】

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の充実が不可欠になります。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、総合的・継続的な母子保健施策の充実が必要です。

また、少子化、核家族化、都市化の進行により、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化し、子ども同士で過ごす機会が減少し、乳幼児に接する機会がないまま親になる世代が増加しています。次代を担う子どもたちが、子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めていくため、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの健全育成に取り組む必要があります。

【これまでの取り組み】

- ①妊産婦に対しては、母子健康手帳の交付、パパママ教室の開催、妊産婦健康診査等、出産後においては、役場保健師および看護師・保育士による訪問や産後ケア事業により、乳幼児及び母性の健康の確保に努めています。また、小児医療については、子どもの健康を守る基盤となるため、町内の医療機関をはじめ、近隣市町との連携・ネッ

トワークの構築を図っています。

- ②思春期保健対策として、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を通じて、心の健康相談を実施しています。

また、次代の親の育成を目指し、小中学校における子育てについての理解を深める学習機会の充実や、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報提供に努めています。

- ・小中学生等を対象とした子育ての理解を深める講座の開催など、男女共同参画社会の学習機会の提供
- ・道徳教育や心の相談など学校における教育環境の整備
- ・チャレンジ教室やアンビシャス広場等の体験学習の開催
- ・町、保育所、学校等を通じた家庭教育・子どもの生活習慣などに関する情報提供及び学習機会の提供

【今後の方向性】

- ・今後も、親となるために必要な知識を習得する学習機会の提供や、母子健康診査や訪問指導、保健指導等に取り組みます。
- ・思春期保健対策として、今後もスクールカウンセラーによるカウンセリング等の取り組みの継続実施に努め、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や、心の健康相談等の相談体制の充実に努めます。

また、保健・医療・教育の各機関や保護者等による思春期対策のネットワークづくりを検討するなど、青少年の悩みや不安のサポート体制の整備充実に努めます。

さらに、子どもは次代の親となる認識のもと、心豊かな人間性を形成し、自立した家庭を持つことができるよう、学校、家庭、地域が連携しながら長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

7. 地域で子どもを育むまちづくり

取組の内容
①子どもの居場所づくり
②地域ぐるみで行う児童の健全育成
③世代間交流の促進
④子どもの安全確保

【現状や課題】

生活の都市化、核家族化の進行、それに伴う近隣関係の希薄化がますます進んでおり、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも一段と希薄化しつつあります。

アンケート調査においても、地域で安心して遊べる場所の確保や、子どもと保護者、地域の交流を望む声が多く挙げられています。

子育て世帯の孤立化を防ぎ、子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、地域における既存の施設や人的資源を活用して、地域ぐるみで子どもと子育て世帯を支えることが必要です。

【これまでの取り組み】

- ①親子で安心して遊べる場として、子育て支援センターではさまざまなイベントを開催しています。また、町及び校区でチャレンジ教室や子ども料理教室を開催しています。他にも、乳幼児学級や家庭教育学級を開設し、同年代の子どもを持つ保護者が集える場を提供しています。
- ②地域ぐるみで行う児童の健全育成については、中央公民館チャレンジ教室で夏休み中のキャンプ等にて交流を図る他、青少年育成町民会議や校区民会議を通じた育成だよりの発行、少年の主張大会等の活動を行っています。
- ③保育園などにおいて、中学生の職場体験受け入れによる園児とのふれあいや、園児と地域の人々との交流会、祖父母とのふれあい遊び等を推進しています。
- ④子どもが安全に遊んだり、地域でのびのびと育てることができるよう、歩道の設置や拡幅等の道路環境の整備、防犯灯の設置、遊具の安全確保、学校や公共施設のバリアフリー化に取り組んでいます。また、子どもの交通安全や犯罪等の被害から守る活動として、交通安全教室や防犯教室の実施、地域ボランティアや保護者による見守り活動やパトロールを実施しています。

【今後の方向性】

- ①さまざまな体験活動を通して心豊かでたくましい子どもの成長を支援し、今後もこうした子どもの体験活動を地域ぐるみで支援する取り組みを推進していくとともに、既存施設を活用した子どもの居場所づくり、遊び場づくりを推進していきます。また、シルバー人材センターとの連携により、高齢者の参加による子どもの居場所づくりなどについて、多様な取り組みの検討を進めていきます。
- ②大人が子どもたち一人ひとりを温かく見守りながら、励ましや助言を行い、地域の連帯感や教育力を高めていく取り組みを推進していきます。また、こうした活動の継続と活性化を図るため、地域住民の参画を促すとともに、地域内で子どもを取り巻く状況について、学校やPTA、行政等が連携を密にし、情報を共有化することにより、地域ぐるみで児童の健全育成に取り組んでいきます。
- ③今後も、保育園などにおいて、園児と地域の人々との交流会、祖父母とのふれあい遊び等を推進していきます。また、保育園の特性を活かしつつ、地域や保護者の多様なニーズに応えるとともに、幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、保育園と小学校間の連携を強化していきます。さらに、子どもたちが性別や年齢に関わらず、さまざまな人と交流することにより、子どもも社会の一員であることを学んでいける場の提供を推進していきます。

④子どもが安全に安心して遊ぶことができる公園・広場の管理や、安全な道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、通学路や公園等における防犯灯や防犯カメラなど危険防止対策の推進に取り組みます。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯教室の実施や防犯パトロール、「子ども見守り隊」による見守り活動や保護者による防犯パトロールなど、地域と連携した子どもの安全確保に取り組むとともに、子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った場合のサポート体制についても検討を進めます。



第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画の推進にあたっては、教育委員会の子ども課や健康福祉課など、関係する部署が広範囲にわたるため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、町や子育て支援センター、保育所などの子育て支援拠点だけでなく、広域利用となっている町外の幼稚園、学校、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の進行管理

本計画においては、教育・保育に関する事業量の見込みと確保の量、地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保の量を設定しています。こうした事業計画という位置づけからも、計画目標値に対する、各年度の実績を把握し、その結果に基づき、次年度以降の対応を決定していく必要があります。

このため、進行管理の手法として、毎年、子ども課の点検・評価に基づいて、「大刀洗町子ども・子育て会議」において評価を行い、その結果を公表していくこととします。

また、評価の段階で、本計画が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合等には、計画の見直しの必要性についても検討することとします。

＜参考資料＞

○大刀洗町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 10 月 1 日条例第 33 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、大刀洗町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、大刀洗町教育委員会へ委任し、子ども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○大刀洗町子ども・子育て会議委員名簿

平成31年4月1日

	役 職	氏 名	選出区分	備 考
1	会 長	弥 永 敏 枝	学 識 経 験 者	町内において保育所長、子育て支援センター長等40年以上保育に従事
2	副会長	椎 山 克 己	学 識 経 験 者	久留米信愛短期大学教授
3	委 員	入 部 祥 子	こ ぐ ま 学 園	社会福祉法人 こぐま福祉会
4	委 員	鳥 羽 清 治	海 の 星 保 育 園 長	社会福祉法人 希望の丘 代表
5	委 員	立 花 幹 夫	菊 池 保 育 園 長	社会福祉法人 宝樹会 代表
6	委 員	長 野 美 子	大 堰 保 育 園 長	社会福祉法人 大刀洗町社会福祉協議会 代表
7	委 員	香 田 正 文	小 学 校 長 代 表	菊池小学校
8	委 員	安 丸 元 茂	小 中 学 校 保 護 者	大刀洗中学校保護者
9	委 員	辻 靖 子	保 育 園 保 護 者	大刀洗保育園保護者
10	委 員	平 城 悦 子	主 任 児 童 委 員 代 表	主任児童委員
11	委 員	橋 本 富 子	学 童 保 育 所 代 表	菊池学童保育所主任
12	委 員	石 橋 規 子	子 育 て ボ ラ ン テ ィ ア 団 体	ちやお ² ボランティア代表
13	委 員	平 田 栄 一	健 康 福 祉 課 長	
14	委 員	渡 邊 章 子	健 康 支 援 係 長 保 健 師	

○大刀洗町子ども・子育て会議策定経過

	年 月 日	内 容
第1回	平成30年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、教育長あいさつ、会長・副会長選出 ・子ども・子育て支援事業計画の概要 ・子育てに関するアンケート調査の概要
第2回	平成31年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関するアンケート調査結果について ・計画策定のスケジュールについて
第3回	令和元年6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する大刀洗町の現状について ・子育て支援ニーズ量の見込みについて
第4回	令和元年9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・見込み量精査の結果報告 ・教育・保育事業所アンケート結果報告 ・子ども・子育て支援事業計画（案）について
第5回	令和元年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（案）について
第6回	令和2年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果報告 ・子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

